

設置の趣旨等を記載した書類

広島大学大学院
海洋・海事系実践科学研究院

設置の趣旨等を記載した書類（本文）

目 次

I	設置の趣旨及び必要性	4
1	社会的背景	
2	学術的要請	
3	設置の趣旨及び必要性（本学の特色・強み，なぜ広島大学に，なぜ研究科等連係課程実施基本組織とするのかなど）	
4	養成する人材像及び修了後の進路	
5	ディプロマ・ポリシー（DP）	
II	修士課程までの構想か，又は，博士課程の設置を目指した構想か	13
III	海洋・海事系実践科学研究院の特色	13
IV	研究科等連係課程実施基本組織の名称及び学位の名称	15
1	研究科等連係課程実施基本組織の名称	
2	授与する学位の種類	
V	教育課程の編成の考え方及び特色	16
1	カリキュラムの特色・編成	
2	指導体制	
3	学生定員	
4	学生受入の時期等	
5	カリキュラム・ポリシー（CP）	
VI	教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	19
1	入学から修了までの流れ	
2	修了要件，履修方法及び科目一覧	
3	学位論文審査体制，学位論文等の公表方法	
4	研究の倫理審査体制	
VII	基礎となる学部との関係	22
VIII	多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	22
1	実施方法・実施場所	
2	本学の規則	
IX	大学院設置基準第14条による教育方法の実施	24
1	標準修業年限	
2	履修指導及び研究指導の方法	
3	授業の実施方法	
4	教員の負担の程度	

5	図書館の利用方法	
6	入学者選抜の概要	
X	入学者選抜の概要	25
1	入学時期	
2	入学者選抜の種類・内容	
3	アドミッション・ポリシー（AP）	
XI	教育研究組織の編制の考え方及び特色	26
XII	研究の実施についての考え方、体制、取組	27
1	研究の実施についての考え方や、実施体制、環境整備	
2	研究活動をサポートする技術職員やURAの配置状況、その役割・責任等	
XIII	施設・設備等の整備計画	29
1	校地、運動場の整備計画	
2	校舎等施設の整備計画	
3	図書	
XIV	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	31
1	具体的計画	
2	2以上の校地で教育研究を行う理由	
XV	管理運営	33
1	学長による研究院長の指名	
2	教学面における管理運営の体制	
3	教授会以外に関連する委員会	
XVI	自己点検・評価	35
XVII	情報の公表	35
1	大学公式Webサイトを活用した情報提供	
2	教育研究活動等の状況に関する情報提供	
3	大学運営情報	
4	その他公表情報	
XVIII	教育内容等の改善のための組織的な研修等	36
1	全学的な取組	
2	本研究院の取組	
3	学生による授業評価	
4	教員の資質の維持向上の方策	

I 設置の趣旨及び必要性

1 社会的背景

我が国は、四方を海に囲まれ、世界第6位の広大な海域を持つ海洋国家である。海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、特に貿易の約99%（重量ベース）が海上輸送に依存していることから、海洋は国民生活と経済の基盤となっている。そのため、海事産業を支える人材育成や科学技術の革新は持続的発展に不可欠である。また、「自由で開かれ安定した海洋」は国際社会全体の平和と繁栄にも重要であり、日本はインド太平洋地域の海洋秩序強化を通じて、経済的存立の基盤である海洋権益の確保を推進している。

例えば、第4期海洋基本計画（令和5年）では、海洋安全保障の強化や新産業の育成、環境技術の開発を目指し、オーシャントランスフォーメーション（OX）の推進が掲げられている。特に、産学連携による実践的なカリキュラムの構築や、高度専門人材の育成が重視されている。また、経済財政運営と改革の基本方針2024では、海洋安全保障や海上保安能力、さらには海洋開発や海洋情報の産業利用の強化も明記されている。

また、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年）では、海洋資源の確保や地球規模課題への対応、災害対策、産業競争力の強化において、海洋科学の知見活用が不可欠とされている。また、「国連海洋科学の10年」を通じ、日本の科学技術で国際貢献することが期待されている。教育振興基本計画では、Society 5.0に対応した実践的技術者の育成が求められ、高等専門学校教育の高度化が進められている。しかし、日本において、海洋科学分野の人材数や研究投資は国際的に見て低水準であり、教育研究体制の強化が課題となっている。

さらに、統合イノベーション戦略2025（令和7年）では、経済安全保障との連携強化の一環として、重要技術領域への研究開発投資の促進が掲げられており、海洋・海事・造船分野の先端技術の強化に加えて、国際的なルール形成への参画と、国際連携・国際協調が求められており、国際ガバナンス形成がますます重要となっている。

以上のことから、海洋・海事・造船分野の専門性と俯瞰力を持ったグローバル人材の質と量を向上させることが必要である。また、海洋・海事・造船分野における各種ビッグデータや新たな学際研究に基づく最新の教育・研究成果、更には国際法等も含めて、多様な要素を有機的に結びつけて、高度かつ柔軟な判断ができる人材の育成が急務である。

2 学術的要請

日本が国際世論のリーダーシップをとる契機となった「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けては、海洋・海事に関する国際法等に基づく秩序・治安維持のみならず、海洋資源のガバナンスや環境保全も含めて、多国間で連携・協力し、持続可能性を伴った海洋マネジメントを実施していくガバナンス体制を築いていく必要がある。日本は、自由で開かれた海洋秩序の維持に重要な国益を有し、ASEAN、アメリカ等の関係国と協力し、安全な海洋利用のための制度的、技術的研究のハブとしての役割を果たし得る。アジアにおいてこのような役割を担い、主導できる国は限られており、高度かつ総合的な教育・研究が可能な高等教育機関を有し、先進国の一員でもある日本がこの役割を担っていくことが望ましい。国際公共財である海洋は2030年以降のPost-SDGsの議論において重要な位置を占めており、日本も研究・教育・人材養成・産学官連携など、幅広い知的貢献が求められている。

地球環境及び人類活動を踏まえると、国際公共財である「海」という場合は、本質的に学際的な領域であり、生物、環境（資源・エネルギー）、法・政治（海洋・海事政策・法制度・制度設計・国際協力）、エンジニアリング（機械工学・造船工学・システム工学）、社会工

学（交通・ロジスティクス）、経済（貿易・産業・経済理論）など、多様な専門性を融合し、産官学様々なステークホルダーと共に持続可能な未来を描いていくことが求められている。

また、前述の社会的背景に示したように、地球環境及び国際環境に関わる諸問題に対応するためには、海洋・海事・造船分野における学術的・実証的枠組みの構築が重要である。特に、①海洋政策・海洋ガバナンス、②海洋利用技術、③海洋環境・海洋資源の3領域に関わる「海洋技術」、「海洋工学」、「海洋環境」、「海洋政策」、「国際法」、「経済学」などを統合した学際的研究とその人材育成が求められている。これら3領域に関わる学術的要請を以下に示す。

① 海洋政策・海洋ガバナンス

国際海洋ガバナンスを安定的に確立していくためには、法、政治、経済の領域にまたがるディシプリンを習得した上で、技術、環境等の視点を組み入れていくことが必要である。国連海洋法条約（UNCLOS）をはじめとする既存の制度を、新しい領域（北極海等）、組織運営（海洋利用、その経済的基盤等）、国際協力とその調整（多国間安全保障アーキテクチャ）等の視点から再構成する能力が今後の国際海洋ガバナンスを考えるために必要である。また、持続可能な海洋利用と技術的手段の利用も重要な課題である。

② 海洋利用技術

海洋利用技術では、持続可能な社会の実現に向けた技術革新が進展している。船舶を始めとする海上交通モビリティ分野では、自動運航船やゼロエミッション船の開発が進み、環境負荷の低減技術が求められている。また、ロジスティクス分野では、港湾・海上・陸上を統合した物流DXやカーボンニュートラルポートの整備も進展中である。さらに、船舶設計・生産・建造に関わるデジタルツイン技術・効率化技術の開発、洋上風力をはじめとする海洋エネルギーの活用も重要な柱となっている。

③ 海洋環境・海洋資源

グローバル領域及びローカル領域の両面から、海洋環境・生態系の観測技術とデータサイエンスによる最先端技術の深化と融合が必要である。例えば、衛星リモートセンシング・海洋情報センサ・IoT・AI技術、さらには海洋環境・生態系の現場観測技術の高度化・高解像度化と、ビッグデータ解析を活用したグローバル領域及びローカル領域の海洋情報の統合的活用に関わる学術的研究が緊急課題である。加えて、政策判断や持続的な環境及び資源管理に資する科学的基盤の強化が要請されている。

3 設置の趣旨及び必要性（本学の特色・強み、なぜ広島大学に、なぜ研究科等連係課程実施基本組織とするのかなど）

（1）本学の特色・強み

本学には、海洋・海事・造船分野の拠点形成に必要なハード・ソフト面の教育研究資源が既に整っている。具体的には、次の特色を有している。

本学の海洋・海事・造船分野における学術研究面においては、「工学・船舶」カテゴリで国内3位、「工学・海洋」カテゴリで国内2位、「海洋学」カテゴリで国内3位（研究論文に注目した日英独の大学ベンチマーキング2023，文科省）に位置している。また、船舶設計イノベーション共同研究講座（約20年間、約180件の共同研究、75%実用化）を中心に、海洋・海事・造船分野の豊富な共同研究実績があり、学術・社会実装の両面で、我が国を牽引してきた。さらに、ハード（教育研究施設）面では、我が国で唯一、国内最大クラス的大型教育研究施設（曳航水槽、回流水槽、造波水槽、風洞）を1つのキャンパスで

全て保有しており、広範囲の多様な実験的研究が可能である。特に、曳航水槽はISO 9001を取得しており、実験データの品質面において高い評価を受けている。

本学は、第4期中期目標期間において重点的に取り組む5つの事項「President 5 Initiatives for Peace Sciences ―新しい平和科学（安全・安心を実現する「創る平和」）―」の1つに「海洋・海事のガバナンスと持続可能性のためのアジア拠点形成」を掲げている。特に、海洋・海事・造船分野が集積する瀬戸内地域（中四国地方）の拠点大学として、多様な学問分野を有し、学際的な教育・研究体制を既に整えており、開学以来、造船分野において瀬戸内地域及び我が国の産業クラスターを牽引してきた実績を基盤として、現在では海洋・海事分野においても、その発展を先導している。また、既存の3研究科である人間社会科学研究科（令和9年4月から教育人文社会科学研究科に名称変更）、先進理工系科学研究科、統合生命科学研究科による横断的な教育研究連携が既に整備されている。さらに、スマートソサイエティ実践科学研究院において英語による学際的な教育研究を実施してきた実績がある。このような実績により、海洋・海事・造船人材育成の面では、我が国の「海洋の安全・安心と持続的発展」に資する優位な専門人材（技術者・研究者）を育成・輩出しており、国内外の代表的な企業において多くのOB/OGが、リーダー的立場で活躍している。

なお、直近では、海洋・海事未来研究所を設置（令和7年10月）し、海洋ガバナンスに係る学際融合研究、海洋・海事に係る人材育成及び国際連携・産学官連携を推進している。また、海洋DXの推進に不可欠な海洋リモートセンシング技術に特化した「海洋リモートセンシング技術センター」を研究所内に設置予定（令和8年度）である。

（２）本学に研究科等関係課程実施基本組織を設置する必要性

本学は、長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」を策定し、新しい平和科学の理念『持続可能な発展を導く科学』の創生に挑む姿を国内外に向けて発信し、知の創造を志す学生及び研究者を世界中から受け入れ、平和を希求し、チャレンジする精神を有する人材を各界、そして国際社会に輩出し、多様性を育む自由で平和な国際社会を築く役割を果たすことをミッションとしている。また、我が国の科学技術・イノベーションに関する学術研究と実践をグローバルに先導する人材養成の役割を果たすため、令和元年度から令和2年度に異分野統合を目指して大規模な大学院再編を行った。この大学院再編では、研究科を大括り化して専門分野間の垣根を低くし、他分野との連携・融合を進めてきた。

一方で、前述の社会的背景と学術的要請から、海洋・海事・造船分野では、気候変動対応やデジタル技術の進展、海洋ガバナンスの重要性が増す中、従来の専門分野を超えた学際的な知識と実践力が求められている。国際的な連携や英語による教育体制の整備も急務であり、産官学の協働による実践的かつ国際通用性のある人材育成プログラムの構築と新しい人材育成プログラムが求められている。その要件は、（１）気候変動、技術、海洋ガバナンスを包含した高い学際性、（２）グローバル人材育成のための英語で完結するプログラム、（３）海洋・海事に関する産業、行政機関、国際機関といった実務機関とのトランスディシプリナリー連携である。国内には海洋・海事にかかる学部・大学院教育を提供する大学があるものの、特定の分野や領域に特化している、日本語による教育が中心であるなど、本提案で目指す新しい人材育成プログラムを迅速に実践することは困難である。これに対して、前述の「３（１）本学の特色・強み」に示したとおり、本学には新しい人材育成プログラムを実践するための教育・研究環境が整備されつつあり、理学、工学、情

報科学に関連する学問領域の教育研究（先進理工系科学研究科）に加え、新たな社会的・学術的な背景・ニーズへの対応として、地球規模の物理・化学・生物環境（統合生命科学研究科）と国際関係、国際協調、ガバナンス、グローバルエコノミー（人間社会科学研究科）の専門分野を融合させた新たな枠組みが必要である。

本学が位置する瀬戸内エリアは、海洋・海事・造船に関わるものづくりや海運業の伝統、造船・舶用工業等の瀬戸内海事クラスターが形成され、海上保安大学校や本学練習船基地の集積など海洋文化都市としてのポテンシャルを有している。特に、造船分野は、流体・構造・材料・機械・電気・制御・化学など多分野の知識を統合し、巨大で複雑なシステムを最適化して成立するため、学術的には「総合工学」と位置づけられている。瀬戸内エリアの海事産業は国内調達率が9割と極めて高いことから、新研究院の設置は、裾野の広いサプライチェーンが集積する同エリアの経済発展に資するとともに、経済安全保障体制のさらなる強化にも資することにつながる。一方で、我が国及び瀬戸内エリアを支える海洋・海事・造船産業は国際的競争の激化、業界の人材不足、人口減少等による経済への影響といった課題を抱えており、それらの課題を解決し、地方創生、海洋国家である我が国の国益に貢献することは、本学の使命である。

そこで、3研究科をさらに連係させた教育課程を構築し、海洋・海事・造船分野に関わる①海洋政策・海洋ガバナンス領域、②海洋利用技術領域、③海洋環境・海洋資源領域の3領域に跨る文理融合型教育研究環境を提供する「海洋・海事系実践科学研究院」を新設する。この研究院は国際的視野と教養を備え、3領域の基礎的知識に加え、各領域の高度な専門知識及び応用力を身に付けた人材を養成する国内では他に例を見ない取組である。

（３）現在の取組

現在、本学では次のような特色ある取組が行われている。

学長主導の下、新しい平和科学（安全・安心を実現する「創る平和」）を実現するために、「海洋・海事のガバナンスと持続可能性のためのアジア拠点形成」を推進している。

例えば、広島大学・海上保安大学校・公益財団法人笹川平和財団・呉市は「呉市・広島大学Town & Gown構想の推進^注」に向けた海洋・海事の国際的拠点の形成等に関する協定」を締結（令和5年7月）している。また、令和6年1月に海洋文化都市くれ推進協議会（80団体超：令和8年4月時点）を設立し、海洋・海事分野による地域創生を産官学で推進している。また、我が国初の海洋・海事系教育機関7者（広島大学、海上保安大学校、広島商船高等専門学校、大島商船高等専門学校、弓削商船高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、富山高等専門学校）による包括協定の締結（令和6年3月）や世界海事大学との包括協定の締結（令和5年7月）を行い、教育研究連携を推進している。諸外国との教育研究連携は、海洋・海事分野に強い複数のASEAN諸国の大学とMOUを締結し、教育研究連携を推進している。また、日・欧州の海洋経済安全保障と持続可能性を支えるAI次世代人材育成プログラムを推進している（イタリア、オーストリア、スウェーデン、スペイン、ドイツ）。最近では、国際的オンライン海洋教育プラットフォーム（JV-Campus事業：海洋海事領域教育の総合的な入門パッケージ科目「アジアと世界をつなぐ海洋・海事の最前線～海の平和利用と持続的発展～」）により、海洋・海事領域教育の総合的な教養科目と専門科目を創設・開講し、国内外の大学生、高校生、社会人（ASEAN諸国を含む。）にオンライン授業を提供している。このような取組によっ

て、本学は海洋ガバナンスに係る学際融合研究、海洋・海事・造船に係る人材育成及び国際連携・産学官連携を図っている。具体的な連携内容は、後述Ⅲに示す。

以上、本学は、世界の海洋・海事分野の科学をリードする有力大学及び国立研究機関と協定を締結し、共同学位プログラムの設置も見据えた国際的な戦略的パートナーシップの強化に取り組んできた。また、広島大学には海洋拠点を形成するための資源や総合研究大学としての確かな実績、Town & Gown構想による社会課題解決のノウハウがある。これらの実績を活かしつつ、これらを国際法や海洋ガバナンスなどの専門性を持つ国際機関と連携しながら統合し、呉市との強固な連携を構築した上で、さらに国内外の企業・行政機関とも連携を図ることで、アジアを代表する世界的な海洋・海事のガバナンスと持続可能性のための教育研究拠点形成を目指している。さらに、こうした海を巡る大きな転換期において、海洋・海事のアジアにおけるCenter of Excellenceを目指し、呉市と連携しながら、産学官連携により人材、知見、国際ネットワーク等の資源を融合させ、本研究院を立ち上げる。

注) Town & Gown構想は、社会変革を伴う地方創生を生み出し、日本を地域から躍動させるための取組。Town（＝まち）とGown（＝教授や学生の正装とされているガウン、つまり大学そのもの）が手を取り合い、持続可能な未来のビジョンを共有。自治体の行政資源や地域資源と大学の教育・研究資源を融合しながら活用することで、科学技術イノベーションによる地域課題の解決と、人材育成のための地域共創の場を形成。さらにそれらを通じて持続的な地域の発展と大学の進化を共に目指す取組。

（４）今後の取組

海洋・海事・造船分野に関する国際的な学際教育研究拠点を形成し、広島大学の総合知を結集した活動を展開していくことで、海洋ガバナンスへの貢献を中心に、海洋環境関連技術や持続可能な船舶・航行技術の開発、カーボンニュートラルポート（CNP）の構築、海洋資源開発など、SDGsの各目標に直接・間接的に貢献する。また、大学の教育研究活動のフィールドを広げ、海洋に関する国際的な課題解決に貢献するとともに、同分野の課題解決に取り組む専門性と俯瞰力を持った国際海洋人材の育成に貢献する。

そこで、本研究院では、国際的視野と教養を備え、①海洋政策・海洋ガバナンス、②海洋利用技術、③海洋環境・海洋資源の3領域の基礎的知識に加え、各領域の高度な専門知識及び応用力を持ち、持続可能な海洋グローバル社会の構築と国際的なルール作りに貢献できる人材を養成する。また、本学では、次の特色ある取組を展開する。

経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）において「持続的で競争力に優れる海事産業のための統合シミュレーション・プラットフォームの構築」（DX・AIによる最適化など）に採択され、海洋・海事・造船分野で我が国を牽引する国家プロジェクトに参画する。また、JSTの共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）において、海洋リモートセンシング技術を核とした海洋文化都市共創拠点に採択されており、呉市を中心とした地域創生を実現する。さらに、海洋・海事未来研究所に海洋リモートセンシング技術センターを設置（令和8年度）し、同センターの教員が、本研究院の専任教員として教育研究に従事する。

以上、本学の特色・強みを活かし、海洋・海事・造船分野の国際的教育・研究・社会連携の拠点形成を目指す。

4 養成する人材像及び修了後の進路

(1) 養成する人材像

海洋・海事・造船分野は、複雑な自然環境を考慮しつつ、多分野を統合した大規模システムの最適化を行い、多様な産業・規制・社会的要請に応える学術分野である。

本研究院では、国際的視野と教養を備え、海洋・海事・造船分野に関わる①海洋政策・海洋ガバナンス、②海洋利用技術、③海洋環境・海洋資源の3領域の基礎的知識に加え、各領域の高度な専門知識及び応用力を身に付けた、以下のような文理融合型高度人材を養成する。

- 国際海洋法や政策・経済的背景を理解し、海洋資源の持続可能な利用に向けた国際的な合意形成や、地域の海洋政策の立案に貢献できる人材
- 文理を横断する「海洋の総合知」を備え、多様なステークホルダーと連携しながら、地球規模の海洋課題に対して社会実装を通じた解決策を提示できる人材

各領域において養成する具体的な人材像は、以下のとおりである。

<領域①：海洋政策・海洋ガバナンスに軸足を置く人材>

- 海運・造船業界と金融業界の関係性を理解し、経済的視点から海洋・海事分野に貢献する人材
- アジア・世界の安全な海上輸送網を維持・構築し、海洋ガバナンス、国際協力と平和構築に貢献する人材
- 四方を海に囲まれた日本の物流、海運、造船を含めた海事産業全般と、国際貿易、国際ビジネスの重要性を理解し、国際社会で貢献できる人材
- 既存の法制度と安全保障政策を理解し、開かれた平和的な海洋利用を実現する方策を提案できる国際的リーダーシップを有する人材
- 多様なスケールでの海洋情報の取得・解析・予測技術を活用し、政策立案・導入・運用ができる人材

<領域②：海洋利用技術に軸足を置く人材>

- 造船・海運、海洋科学技術などの主要分野の基礎から応用まで幅広い知識・技能を有する人材
- 船舶技術と設計・製造に精通した人材（例えば、船体構造の軽量化、振動・強度・安全性の解析、モニタリング・シミュレーション技術、船の運動・安全・省エネ・自動運航・次世代船に関する技術など）
- IoT技術を活用した海洋・海事分野のDX化・IT化に対応し、同分野で活躍できる人材
- 海洋・海事・造船分野における技術的専門性と革新力を持つ高度専門人材
- 海上交通モビリティの安全性・効率性・高性能化に関する最新技術を理解し、社会実装できる人材

<領域③：海洋環境・海洋資源に軸足を置く人材>

- 海洋観測、海洋環境保全や生態系解析などの基礎学問から応用技術までを修得し、科学的エビデンスに基づいて海洋の現状を正確に評価・分析できる人材

- 海洋資源や海洋空間の持続可能な利用と環境・生態系保全技術（スマート水産やブルーカーボン等）を統合し、持続可能な社会・経済システムの構築を牽引できる人材
- 海洋・海事・造船分野における最先端技術とデジタル技術（DX）を深く理解し、AIやロボティクスを活用した効率的な海洋資源利用を推進できる人材

（２）修了後に活躍が期待される分野・職業

各領域において修了後に活躍が期待される分野・職業は、以下のとおりである。

＜領域①：海洋政策・海洋ガバナンスに軸足を置く人材＞

海洋・海事・造船分野に関わる経済・政策・技術の観点から国際協力や海洋ガバナンスに貢献できる人材、海運・造船と金融の関係性、日本の物流経済や国際貿易の重要性を理解し、海洋法規や国際秩序に基づく連携を推進し、海洋情報を活用して政策を立案・運用できる人材を養成・輩出する。修了後の活躍分野は、海洋・海事・造船関連の課題解決をミッションとする国際機関及び社会科学分野、政策立案・評価に携わる官庁・公的機関等であり、具体的な職種は、以下のとおりである。

1. 官公庁・国際機関

- 国土交通省、海上保安庁、防衛省、外務省、文部科学省などの社会科学分野、政策立案・評価に関わる行政職
- 国際海事機関（IMO）、国連関連機関（UNDP、UNEP など）における行政職
- 地方自治体の運輸・港湾・海洋政策部門における行政職

2. 海運・造船・物流業界

- 海運企業での運航管理・国際業務担当
- 造船企業（重工、大手・中手の造船会社、船用機器メーカーなど）での企画・政策連携担当
- 港湾運営管理会社、海上物流企業での戦略・国際協力担当

3. 金融・保険・コンサルティング

- 海事金融（船舶ファイナンス、海洋資源投資など）を扱う銀行・証券会社におけるインベストメントバンカー
- 海上保険会社などにおける海運アナリスト
- 海洋政策や国際協力に関するコンサルティング

4. 研究・教育機関

- 大学・研究機関での海洋政策、海洋法、国際協力の研究者・教員
- 国立研究所及びシンクタンクにおいて海洋情報解析や政策評価を行う行政職
- 海上保安庁、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、海洋研究開発機構（JAMSTEC）などにおける海洋・海事調整職

5. 国際ビジネス・貿易関連企業

- 海外との海上貿易を担う商社における貿易実務担当・ロジスティクス担当
- 海外拠点を持つ海事関連企業での国際業務・政策渉外担当

6. 技術・情報分野（海洋データ・予測）

- 企業における海洋観測・予測システムの企画担当
- 企業における GIS・リモートセンシング技術を活用した政策支援担当
- 企業における海洋情報を活用した環境・災害対策の企画担当

<領域②：海洋利用技術に軸足を置く人材>

造船・海運，海洋科学技術の基礎から応用まで幅広い知識を持ち，船体設計・生産・製造や安全・省エネ・自動運航などの技術に精通した人材を養成する。また，IoTを活用したDX化にも対応し，海洋・海事分野で活躍できる高度専門人材として，海上交通モビリティの最新技術を理解し社会実装にも貢献できる人材を輩出する。修了後の活躍分野は，国内外の大学や研究機関，官庁・公的機関，船級協会（Class NK，ABS，DNVなど），造船・海運・物流，船用機器，電気・電子，機械系，プラント・エンジニアリング，電力・エネルギー，材料・化学，情報通信系のメーカー等である。具体的な職種は，以下のとおりである。

1. 造船・船舶設計・製造分野

- 造船会社の船舶設計・開発の技術者（構造，流体，運動性能，振動・強度，艀装・船殻など）
- 船用機器メーカー（ポンプ，プロペラ，通信・電装機器）の技術者
- 次世代船の開発・研究者（自動運航，次世代燃料船，省エネ設計，ゼロエミッション船など）

2. 海運・海上交通分野

- 海上交通システム開発者（モビリティ最適化，航行安全性向上，海上災害・事故低減）
- 船舶運航管理者（運航計画・モニタリング）
- 海運会社の技術職（船舶性能評価，燃費改善）

3. 海洋 DX・IT 分野

- 海洋 IoT エンジニア（センサ・通信技術）
- 海事データサイエンティスト（AI・シミュレーション活用）
- 海洋分野のシステムインテグレーター（DX 導入・開発・推進）

4. 海洋科学・技術開発分野

- 海洋技術者（海底探査，資源開発，環境モニタリング）
- 海洋工学系研究者（大学・研究機関）
- 海洋構造物設計者（人工島，浮体式洋上風力など）

5. 公的機関・政策関連

- 海上保安庁，海上技術安全研究所，港湾空港技術研究所，海洋研究開発機構（JAMSTEC），宇宙航空研究開発機構（JAXA）などの技術職
- 国土交通省・資源エネルギー庁の技術系職員，海洋政策・技術評価担当（官民連携）

6. その他の関連分野

- 船舶用機器メーカー（振動・安全・モニタリング機器）における設計・開発者
- 海洋環境保全技術者（海洋汚染対策，エコ設計）
- 海洋エネルギー開発の技術者（波力・潮流発電）

<領域③：海洋環境・海洋資源に軸足を置く人材>

海洋・海事・造船分野に関わる海洋観測・リモートセンシング，環境保全，資源利用などの分野に精通し，基礎から応用まで幅広い知識・技能を有する人材や海洋資源と空間の持続的利用と環境保全技術を活用し，持続可能な社会の構築に貢献する人材，海洋情報デ

ータを理解し、実務に応用できる人材を養成・輩出する。修了後の活躍分野は、海洋・海事関連の課題解決をミッションとする国際機関及び環境政策・水産資源管理に携わる官庁・公的機関、地球環境・地域環境を管理・保全・維持する建設・環境系コンサルタント、サービス業、情報通信、建設などである。具体的な職種は、以下のとおりである。

1. 官公庁・自治体・研究機関

- 国土交通省，農林水産省，環境省，資源エネルギー庁，気象庁，水産庁，海上保安庁などの環境政策・水産資源管理に関わる行政職・技術職
- 海洋研究開発機構（JAMSTEC），国立研究開発法人水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所，各県水産試験場（水産海洋技術センターを含む。）等での海洋調査・研究者
- 地方自治体の環境・港湾・防災部門における環境保全担当職員

2. 海洋調査・環境コンサルティング

- 海洋観測・モニタリング企業（海底地形，水質，生態系調査など）における技師
- 環境アセスメントや海洋資源評価を行うコンサルティング会社における調査士
- 海洋空間利用・計画やブルーカーボン関連の技術支援企業における技師・開発職

3. エネルギー・資源関連企業

- 海洋再生可能エネルギー（洋上風力，波力・潮流発電など）開発企業における技師
- 海底資源探査・採掘企業（メタンハイドレート，レアメタルなど）における資源開発エンジニア・海洋地球物理技術者
- エネルギー系商社や資源開発企業での技術・政策連携担当

4. 情報通信・海洋技術分野

- 海洋 IoT・センサによる AI 技術企業（海洋データ取得・解析）における海洋データサイエンティスト・AI 解析官
- 衛星・リモートセンシングを活用した海洋情報サービス企業におけるリモートセンシング技術者・GIS・地理空間情報技術者
- 船舶通信・海上輸送の安全管理システム開発企業における設計技術者
- スマート水産業に関わる開発企業における調査技師

5. 教育・普及・国際協力分野

- 海洋環境教育を行う NPO・NGO，国際機関（UNEP など）における環境教育コーディネーター・プログラムオフィサー
- 水族館・科学館での教育普及スタッフ・海洋教育専門員

5 ディプロマ・ポリシー（DP）

本研究院の修士課程の学位授与の方針は，広島大学大学院博士課程前期の学位授与の方針を踏まえ，次のように定める。

本研究院は，海洋・海事・造船分野に関わる以下の能力を身に付け，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上で，修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した学生に，「修士（海洋・海事科学）」の学位を授与する。

- ① 人文科学・社会科学・自然科学の共通基盤となる視点と方法論を理解し，海洋・海事に関わる専門家と協働して，国際平和・国際協調の重要性，さらには海洋の平和利用と

持続的発展について説明・貢献できる能力を有している。また、持続可能な発展を導く科学技術の社会実装などにより、国際社会の課題解決に取り組む能力を有している。

- ② ①海洋政策・海洋ガバナンス領域、②海洋利用技術領域、③海洋環境・海洋資源領域の3領域の基礎知識・理解と、いずれかの領域において、先進的で高度な研究力・応用力と高度専門技術を有している。
- ③ 海洋・海事に関わる諸問題を発見・抽出し、それらの社会的・国際的課題の本質を理解したうえで、合理的に問題構成し、課題解決できる能力を有している。特に、上記3領域に対して、それらを包括的に融合・連携させる応用力と実践力、課題発見能力を有している。加えて、領域①は人文科学・社会科学の視点で海洋政策・海洋ガバナンスの諸問題、領域②③は自然科学の視点で海洋技術や海洋環境・海洋資源の複雑な諸課題に対して、論理的かつ多角的にアプローチできる能力を有している。
- ④ 国際関係及び国際協調の重要性を理解し、海洋・海事分野と海の平和利用と持続的発展について、国際的・学際的な視点で国際的な課題解決を行うための、英語によるコミュニケーション力・実行力・協働力を有している。

II 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究院は、令和9年10月に修士課程を設置後、令和11年10月に博士課程後期の設置を行い、修士課程を博士課程前期に課程変更する予定である。

III 海洋・海事系実践科学研究院の特色

本学は、令和元年度から令和2年度にかけて大学院を統合し、11研究科から4研究科に再編した。大学院再編では、従来の研究科を全面的に再編、大括り化して専門分野間の垣根を低くし、他分野との連携・融合を進めてきた。しかしながら、複雑で多様化する「海の平和利用と持続的発展」に資するには、これら既存の研究科を更に超える枠組が必要不可欠である。

そこで本構想では、既存の（比較的小規模な）専門分野の融合を超え、社会の要請の変化に対応する実践かつ柔軟な教育課程を提供することで、海洋・海事・造船分野に関わる「海の平和利用と持続的発展」に関心を持つ意欲ある学生を世界中から集め、その国際展開を先導する人材を養成する学位プログラムとすることを特色とする。

また、本学の3研究科（人間社会科学研究科、先進理工系科学研究科、統合生命科学研究科）による横断的な連携のみならず、学外の包括提携の下、学外の教育・研究機関と連携することが大きな特色の1つでもある。以下、具体的な連携を示す。

- ① 世界海事大学とは、海洋・海事分野を中心とした学術・研究交流を行う。（包括協定締結、令和5年7月）
- ② 海上保安大学校とは、海上安全、海上交通、海洋情報、海難事故などについて専門教育・研究連携を行う。（包括協定締結、令和5年3月）
- ③ 全国5商船高専（広島商船高等専門学校、大島商船高等専門学校、弓削商船高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、富山高等専門学校）とは、練習船の利活用、海洋情報データサイエンス、海洋環境・調査、に関わる専門教育・研究連携を行う。（包括協定締結、令和6年3月）
- ④ 海上技術安全研究所とは、海洋工学・科学分野に係る専門教育・研究連携を行う。特に、船体構造、船舶流体、デジタルツイン、次世代船、船舶の需要予測、船舶の推

進・操縦性能に関する専門教育・研究連携を行う。（包括協定締結，令和6年8月）

- ⑤ 港湾空港技術研究所とは，ブルーカーボン生態系，水上ドローン，瀬戸内海の船舶運航と海難防止，沿岸開発と環境修復に関わる専門教育・研究連携を行う。（包括協定締結，令和6年10月）
- ⑥ 大学の世界展開力強化事業～EU諸国等との大学間交流形成支援～（令和6年度採択）に基づき，ベニス大学（イタリア），グラーツ大学（オーストリア），世界海事大学（スウェーデン），バスク大学（スペイン），ライプツィヒ大学（ドイツ）と，日欧州の海洋経済安全保障と持続可能性を支えるAI次世代海洋人材教育を行う。
- ⑦ インドネシアの国立科学研究所 BRIN及びハサヌディン大学，バンドン工科大学，スラバヤ工科大学等とは，大学間協定を締結し，多くの共同研究と人材輩出を継続的に行っている。本学にはインドネシアチャプターもあり，同国のOB/OGと産官学間の人的ネットワークを活かし，グローバル教育・研究連携を行う。
- ⑧ 宇宙航空研究開発機構（JAXA），海洋研究開発機構（JAMSTEC）とは，衛星リモートセンシング及び海洋情報データの取得・分析・発信について，教育・研究連携を行う。

なお，「海洋・海事・造船」分野という学問分野は学際的な領域であり，上述の連携では，海洋・海事・造船分野に関わる多様な専門性を融合した教育研究活動を推進しなければならない。大学の教育研究活動のフィールドを広げ，海洋に関する国際的な課題解決に貢献するとともに，課題解決に取り組む専門性と俯瞰力を持った国際海洋人材を養成するため，本研究院では，本学の総合研究大学としてのメリットを活かし，学内の教育研究組織から様々な分野の教員を専任教員として参画させ，海洋・海事・造船分野に関する本学の総合知を結集した教育・研究・国際産学官連携等の活動を展開していく。

本研究院において，期待される成果を以下に示す。ここで，前述した外部機関との連携のうち，深く関わるものを①～⑧の番号で示している。

- 海洋・海事に関する国際的な学際研究拠点を整備・展開していくことで，海洋ガバナンスへの貢献を中心に，海洋環境関連技術，持続可能な船舶・航行技術の開発など，本学の研究活動のフィールドを広げ，海洋・海事分野に関する国際的な課題解決に寄与する人材を輩出することができる。（連携①～⑧）
- 高い専門性と俯瞰力を持ったグローバルに活躍できる海洋人材を輩出できる。（連携②⑤⑥）
- 第4期海洋基本計画で謳う海洋科学技術に携わる高度人材の育成・輩出と層の向上，教育振興基本計画が要請する高等専門学校の高度化に寄与する人材を輩出することができる。（連携③④⑤）
- 海洋ガバナンスの新たなルール形成に貢献できる高度専門人材を輩出する。入学生としては，商船系高専専攻科や海上保安大学校等の修了生，学際的な視座を持ち海洋問題解決への志向を有する学部卒業生を想定しており，国際海洋法や海洋政策，海上安全，環境保全，海洋DX分野における専門職や政策立案者，国際機関や行政機関，企業の技術開発部門などで活躍できる人材を輩出できる。（連携①③）
- 多島海ならではの課題である狭航路の監視，海上サイバーセキュリティ・マネジメントシステム，海上交通・物流の最適化，地球温暖化に適合した養殖業の生産性向上といった地域課題の解決をはじめ，瀬戸内エリアの海事クラスターの基盤強化と発展に

寄与し、我が国の貿易・物流の大部分（約99%）を占める経済インフラとも言える世界に伍する海洋・海事産業のクラスター形成に貢献する人材を輩出できる。（連携③④）

- 海洋リモートセンシング及び海洋観測技術を統合・分析解析するノウハウやそれを現実社会の課題解決できる人材を輩出できる。また、高い学際研究力が不可欠であり、海洋・海事分野にとどまらず、瀬戸内CN国際共同研究センターや防災・減災研究センターなど、本学全体の研究力の向上に資する人材を輩出できる。（連携④⑥⑦⑧）
- 以上のとおり、本組織整備は、社会ニーズに応え、かつ我が国の国益、本学の研究力全体にも裨益する。（連携①～⑧）

※数字は、前頁の連携機関の番号に対応

IV 研究科等連係課程実施基本組織の名称及び学位の名称

1 研究科等連係課程実施基本組織の名称

本学は、平和を希求する精神、新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念5原則の下、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献することを使命とすることを「広島大学憲章」として宣言している。「持続可能な発展を導く科学」を新しい平和科学として位置付け、本学で行われるあらゆる学問分野における教育研究活動の共通理念となっている。

令和5年度に、本学初の研究科等連係課程実施基本組織として、「スマートソサイエティ実践科学研究院」を設置しており、研究科相当の組織であることを示すと同時に、教員の配属組織から独立した分野横断的な教育課程を実施することから、既存研究科とは異なる教育研究組織名称である「研究院」としている。

このような状況を踏まえて、先端の学問分野の融合と連携によって、海洋・海事・造船分野に関わる「海の平和利用と持続的発展」を主眼とした国際社会・地域創生に貢献する人材を養成するため、「海洋・海事系実践科学研究院」とする。また、本研究院の英語名称については、英語圏の教員より違和感のないことを確認しており、国際通用性は担保されている。

広島大学大学院 海洋・海事系実践科学研究院

(Graduate School of Maritime and Marine Science)

2 授与する学位の種類

本研究院では、海洋・海事・造船分野に関わる①海洋政策・海洋ガバナンス、②海洋利用技術、③海洋環境・海洋資源の3つの領域における新たな社会的・学術的背景・ニーズに対応するため、国際関係、国際協調、ガバナンス、グローバルエコノミー、理学、工学、情報科学、生物環境などの分野を教育研究の対象とし、各分野を体系的に学べるカリキュラムを構築するとともに、当該専門分野の教員が研究指導を行う体制を整備する。したがって、学位又は学科の分野は、法学関係、経済学関係、理学関係、工学関係、農学関係となる。

また、本研究院で養成する人材は、各領域の高度な専門知識及び応用力を持つだけでなく、領域①～③の3つすべての領域の基礎的知識を身に付け、それらを包括的に融合・連携させる応用力と実践力、課題発見能力を有することから、以下の学位を授与する。

V 教育課程の編成の考え方及び特色

1 カリキュラムの特色・編成

海洋・海事・造船分野に関わる本研究院の教育課程では、国際公用語である英語で完結するモジュール制を導入する。モジュール制とは、セメスターごとに履修モデルを作成し、モジュールを組み合わせることによって学位プログラムを構築する仕組みである。共通のモジュールと専門的モジュールに分けることで、それぞれの強みや専門性を持った学生が4月又は10月の入学時期に依らず、効率的に共同で学ぶことを可能としている。なお、授業科目の大半は連係3研究科（人間社会科学研究科、先進理工系科学研究科、統合生命科学研究科）ですでに開講されているものであり、本研究院に授業科目を提供する教員の負担は現状から大きく変わらない。

2年間の標準修業年限を4つのモジュール（基礎モジュール、専門モジュール、実践モジュール、修士論文モジュール）に区分し、基礎モジュールと実践モジュールで本研究院の学生全員が基盤となる共通能力を身に付け、専門モジュールと修士論文モジュールで各々の専門性を高める。

上述の各モジュールに加えて、幅広く深い教養と「持続可能な発展を導く科学」の創出への意欲を育成し、研究科や専門領域を超えた広い視野と社会への関心や問題意識を涵養するため、大学院共通科目を履修する。なお、実践モジュール科目「Project Management」は、海洋・海事系企業からの講師を招き、実践的な講義とする。

なお、海洋・海事・造船分野に関わる養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムの相関関係については、付属資料1「養成する人材像・ディプロマ・ポリシー・対応科目区分一覧」を参照のこと。



※いずれの領域においても、自領域とは異なる2つの領域の基礎モジュール科目又は専門モジュール科目を履修する。

本研究院のカリキュラム体系

<補足事項>

- 海洋・海事・造船分野に関わる基礎モジュール科目及び専門モジュール科目は、以下の3つの領域で構成される。
 - ① 海洋政策・海洋ガバナンス領域
 - ② 海洋利用技術領域
 - ③ 海洋環境・海洋資源領域
- 他領域の基礎モジュール科目又は専門モジュール科目から6単位以上を課すことにより、3領域全ての基礎的な知識を涵養する。

2 指導体制

本研究院の専任である主指導教員に加えて、2名以上の副指導教員（主指導教員とは領域が異なる本研究院の専任教員1名以上を含む。）で編成し、学際的教育研究を実現する指導体制とする。なお、指導体制については、教授会において確認することにより、質を担保する。

3 学生定員

本研究院は、学生の研究テーマに従い、軸足を置く領域を大きくりに類別はするが、学生はその領域が提供する授業科目のみを履修するわけではない。つまり、3つの領域を横断する教育を行うため、領域ごとにコース制のような定員は定めない。ニーズ調査による学生確保の見通しに基づき、海洋・海事系実践科学研究院の入学定員を15名、収容定員を30名とし、以下のとおり関係する3研究科の入学定員及び収容定員を活用する。なお、入学時期（4月又は10月）による定員は設定しない。

活用元の関係研究科	入学定員	収容定員
人間社会科学部研究科	4	8
先進理工系科学研究科	7	14
統合生命科学研究科	4	8
合 計	15	30

4 学生受入の時期等

本研究院では、大学の学部から直接進学してくる学生だけでなく、高等専門学校専攻科の学生、社会人学生や海外からの外国人留学生など多様な人材の入学を想定している。こうした多様な学生のために、通常の4月入学・3月修了に加え、10月入学・9月修了を実施する。関係3研究科でも、すでに10月入学・9月修了は実施している。

教育課程において、2年間を通じて履修する授業科目は、個別に対応可能な研究指導科目のみであるため、入学時期に関係なく指導を受けられる体制となっている。その他の授業科目については、選択の幅を広く持たせているため、入学時期の如何を問わず、学生が不利益を受けることはない。

なお、大学院先進理工系科学研究科が商船系高専を含む12校と連携している広島大学・高専連携大学院進学制度を本研究院でも踏襲し、高等専門学校の教員と本学教員との間で行われる共同研究に参画する高等専門学校の優秀な専攻科生に対し、本研究院修士課程推薦入試の受験資格を与えることにより、研究に専念できる環境を早期に整え、もって幅広い専門知識を有し問題解決に応用できる研究者及び技術者を育成する。

（令和8年4月現在：連携している高等専門学校）宇部工業高等専門学校、大島商船高等専門学校、北九州工業高等専門学校、岐阜工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、神戸市立工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、富山高等専門学校、新居浜工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、弓削商船高等専門学校、米子工業高等専門学校

VI 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1 入学から修了までの流れ

学生は、入学直後に、主指導教員と相談し、研究内容及び研究題目等の研究計画を作成する。主指導教員は、学生の入学前の修学内容と入学後の研究計画を考慮して、2名以上の副指導教員（主指導教員とは領域が異なる本研究院の専任教員1名以上を含む。）を決定し、この3名以上の指導教員体制により、修士論文の執筆、学位取得に至るまで学生の研究指導を行う。

本研究院は、トランスディシプリナリーな教育研究を特長としているので、disciplineの異なる複数の指導教員が異なる視点で協働して指導することで、学生は周辺分野の研究動向を踏まえながら研究を進める。

本研究院の教育課程として、国際公用語である英語で完結するモジュール制を導入する。

本研究院では、2年間の標準修業年限を4つのモジュール（基礎モジュール、専門モジュール、実践モジュール、修士論文モジュール）に区分している。

基礎モジュール科目では、①海洋政策・海洋ガバナンス領域、②海洋利用技術領域、③海洋環境・海洋資源領域について、主軸とする領域と併せて他領域の専門分野に関わる科目を履修し、専門モジュールと修士論文モジュールで各々の専門性を高める。また、実践モジュール科目では、オンサイト教育として、例えば、地域が抱える問題を認識し、先端技術を統合して解決策を見出すための「Internship」「Fieldwork」などを開設し、学外の研究機関や企業、自治体、国際機関、NGOなどと連携してオンサイト教育の受講を促す。なお、履修モデルの事例については、付属資料3「履修モデル」を参照のこと。

学修過程管理については、下表のとおり、平素から学修や研究の進捗状況を管理し、入学直後及び各学期の開始時に、主指導教員と副指導教員による指導を行う。修士論文審査は、修士論文発表会及び口頭試問を4セメスターの後半に実施し、最終試験の後、教授会で修了判定を行う。

以下、入学から修了までの流れの概要を示す。

学年	4月 入学	10月 入学	学生	指導教員グループ	委員会・教授会等
第1年次 (1・2セメ)	4月	10月	ガイダンス 「研究倫理教育(大学院生Basic)」受講 「研究題目届」提出(指導体制を含む。) 履修計画検討, 研究計画立案	履修計画立案助言 研究題目了承 履修指導, 研究指導	教育研究目標周知 指導体制承認
	10月	4月	履修計画・研究計画の検討	履修指導, 研究指導	
	11～ 3月	5～ 9月	中間発表 研究計画再考	発表指導 研究指導	
第2年次 (3・4セメ)	4月	10月	履修計画検討 修士論文執筆計画立案	履修指導 指導・助言	
	9月	3月	「研究倫理教育(大学院生Advanced)」 受講 「修士論文概要」提出	「研究倫理教育受講 修了証」交付	「修士論文概要」承認
	10月	4月	履修計画検討 修士論文作成	履修指導 執筆指導	審査委員会編成
	1月	7月	修士論文提出 「修士論文要旨」提出		
	2月	8月	修士論文発表会, 審査及び最終試験	審査, 結果報告	審査委員会合否判定

					教授会最終合否判定
	3月	9月	修了要件単位修得 課程修了・学位取得		

2 修了要件、履修方法及び科目一覧

修了に必要な単位数を30単位以上とする。

以下のとおり、単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することが必要となる。

なお、修士論文の作成に係る「Seminar on Master Thesis」については、指導教員による2年間にわたる演習形式の研究指導科目であるため、その学修時間数等に鑑み、4単位としている。

科目区分	要修得単位数
大学院共通科目	
持続可能な発展科目	1単位以上(選択必修)
キャリア開発・データリテラシー科目	1単位以上(選択必修)
基礎モジュール科目(自領域から)	4単位以上(選択必修)
専門モジュール科目(共通科目から)	2単位以上(選択必修) 「Evidence-Based Decision Making」又は 「Research Method」
専門モジュール科目(自領域から)	8単位以上(選択必修)
他領域の基礎モジュール科目又は専門モジュール科目	6単位以上(選択必修)
実践モジュール科目	4単位以上(選択必修)
修士論文モジュール科目	4単位(必修)
合 計	30単位以上

(備考)

他領域の基礎モジュール科目又は専門モジュール科目の履修にあたっては、自領域とは異なる2つの領域それぞれから2単位以上(計6単位以上)を必ず履修すること。

3 学位論文審査体制、学位論文等の公表方法

学位論文の審査体制は、その厳格性及び透明性を担保するため、学位論文が提出された時点で、主査1名と副査2名以上で構成する審査委員会を設置する。

主査及び副査は教授会で選出する。副査のうち1名以上は主査とは領域が異なる本研究院の専任教員とし、本学の専任教員のほか、他の大学院や研究機関及び企業等の研究者等とすることも可とする。

また、学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準(付属資料4「学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準について」を参照)をWebサイトや学生便覧を通じて公表する。

4 研究の倫理審査体制

本学の研究者の倫理については、「広島大学科学者等の行動規範」(平成21年1月13日)を策定し、科学研究に携わる者に対して基本的な考え方を提示し、その趣旨に沿って誠実に行動することを求めている。

これに加えて、平成26年8月26日の文部科学省「研究活動における不正行為への対応等

関するガイドライン」の大臣決定を受けて、新ガイドラインに沿って全面的に見直した付属資料5－1「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」（平成27年4月28日規則第98号）を制定し、理事（研究担当）を総括責任者として、研究活動に携わる職員・学生等の公正な研究活動を推進している。

また、この規則の下に、付属資料5－2「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」（平成27年6月17日理事（研究担当）決裁）及び付属資料5－3「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について」（平成27年6月17日理事（研究担当）決裁）を定め、研究活動に携わる職員・学生等の研究倫理教育の受講を必須として、対象者ごとの研究倫理教育の内容及び受講すべき教材のモデル等を示している。

研究活動に携わる職員は、総括責任者が研究倫理教育として実施するe-learning（動画、資料、確認テスト）の受講又は公正研究推進協会（APRIN）や日本学術振興会のe-learningプログラムの受講を必須としている。学生の研究倫理教育は、標準プログラムを導入しており、大学院生については、1年次に「研究倫理教育（大学院生Basic）」の受講を、その後、論文作成開始前までに「研究倫理教育（大学院生Advanced(M), (D)）」の受講を義務付けている。

「研究倫理教育（大学院生Basic）」は、本学独自教材（APRIN e-learningによる受講も可）を利用して、e-learning（動画、資料、確認テスト）による受講とし、受講後に確認テストを実施することにより、研究者として身に付けるべき基本的な研究倫理の素養の習得を図っている。また、「研究倫理教育（大学院生Advanced(M), (D)）」は、日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」を用い（APRIN e-learningによる受講も可）、オーサーシップや著作権など研究成果の発表に特化して、研究室単位で教員と学生の討論形式により実施し、学位論文の倫理的担保を図る。

さらに、学位論文提出時に、論文提出と併せて「修士の学位論文の提出に係る確認書」を提出させ、所定の研究倫理教育を受講し必要な事項を理解していること、研究上の不正行為を行っていないこと及び著作権の侵害行為を行っていないことについて、学生及び指導教員に確認する。

公的研究費等の不正使用防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）を踏まえて付属資料5－4「広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則」（平成19年10月15日規則第167号）を制定し、学長を最高管理責任者、理事（財務・総務担当）を統括管理責任者として、公的研究費等の適正な執行を推進している。また、「広島大学における研究費等不正使用防止計画」を策定し、研究費等の不正使用防止に向けた取組を着実に実施している。

これらの研究活動上の研究者倫理の向上及び研究費等の不正使用の防止等に関する取組の相互連携を図るために研究不正防止対策推進室を学長の下に設置し、本学における取組を統括している。

また、産学官連携活動（臨床研究に係る産学官連携活動を含む。）における社会の信頼性確保のために、本学では利益相反マネジメントを行っている。その方法として、自己申告、研修会の開催、利益相反委員会及び臨床研究利益相反管理委員会（必要に応じて、学内外の利益相反アドバイザーを含む。）による指導・助言等を行っている。

修士論文の審査委員会は、指導教員及び教授会が承認した教員2名以上をもって編成する。審査委員は提出論文が当該分野の研究倫理に即したものになっているかを含めて事前に論文

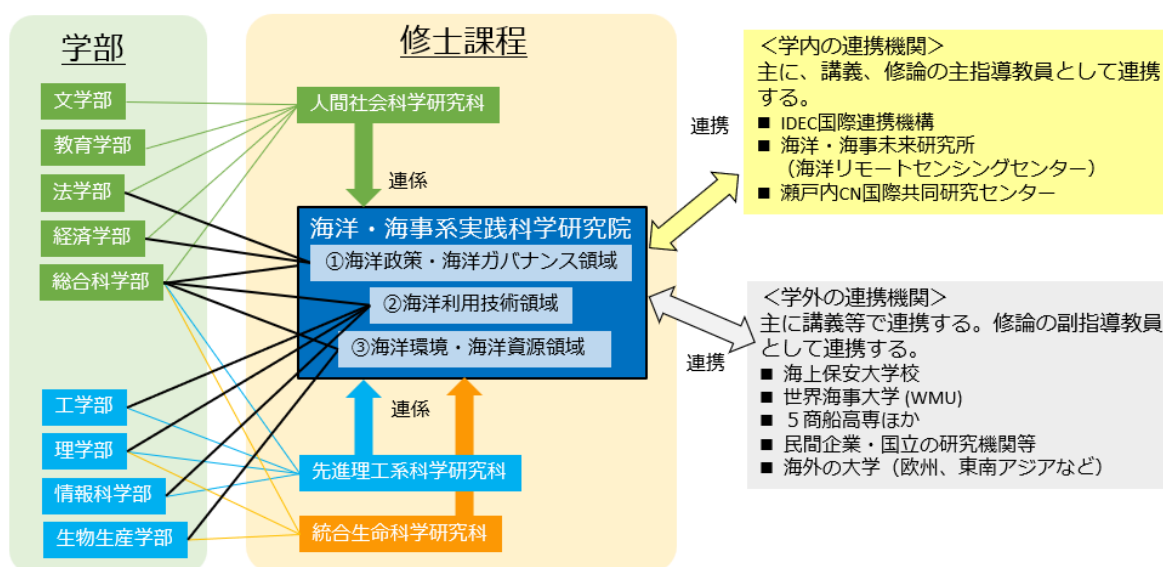
内容を確認する。

VII 基礎となる学部との関係

本研究院の基礎となる学部は、法学部、経済学部、総合科学部、工学部、理学部、情報科学部及び生物生産学部である。本研究院は、連係 3 研究科（人間社会科学研究科、先進理工系科学研究科、統合生命科学研究科）、瀬戸内 CN 国際共同研究センター、IDEC 国際連携機構、海洋・海事未来研究所と密接な連携をとりながら、海洋・海事・造船分野に関わる「海の平和利用と持続的発展」に資する多様な教員により運用する。

また、専任教員の多くが兼担している関係学部と価値を共有しつつ協力して目標となる人材を養成する。

さらに、内部進学者を対象とするワークショップや説明会の開催を行う。



学士課程から修士課程への主な接続先

VIII 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的な計画

本研究院は、コロナ禍におけるオンライン授業提供の経験・実績を踏まえて、moodle、Microsoft Teams等のICTを活用し、オンラインによる双方向型授業を実施する。

1 実施方法・実施場所

(1) オンラインによる双方向型授業

呉キャンパス内の講義室、院生室（研究室、共同利用コミュニケーション室）等で、無線 Wi-Fi サービス「HINET Wi-Fi」が利用できるよう整備を進め、これにより、呉キャンパスにおいて他キャンパスで開講される授業を遠隔により受講できる学修環境を整備する。なお、東広島キャンパス及び東千田キャンパスにおいては、講義室の他、図書館や福利厚生施設等の共用スペースにおいてすでに「HINET Wi-Fi」が利用でき、一部の講義室をオンライン授業専用の教室として整備している。これにより、呉キャンパスを拠点とする学生が実験・演習等の都合により東広島キャンパスや東千田キャンパスへの移動が必要となる場合でも、当該実験・演習の前後に履修する別授業の履修に支障が生じないように、必要な学修環境を確保することが可能である。さらに、教育研究支援の強化やソフトウェア資産の適切な管理による情報コンプライアンス強化を目的として、2010年度からマイク

ロソフト社と包括ライセンス契約を締結しており、本学学生及び教職員はMicrosoft Office等のソフトウェア製品を無償で利用することができる。

本研究院では、これらの充実したインフラ整備状況の下、コロナ禍におけるこれまでのオンライン授業提供の経験・実績を踏まえて、多くの授業科目や研究指導においてZoomやTeams等を利用した双方向型授業を実施することにより、学生及び教員それぞれの東広島キャンパス―東千田キャンパス―呉キャンパスの校地間における移動等の負担軽減を図るとともに、遠隔地に居住している学生も所在地で教育・研究指導を受けられる体制を構築している。

(2) 授業支援システム

本学では、教育研究目的での著作権処理済みの映像コンテンツを学内構成員に対して配信できるVOD (Video On Demand) サービスを提供している。また、e-Learning プラットフォームのひとつであるmoodleを導入し、学生と教員の双方向コミュニケーションを強く意識したe-Learningを可能としている。moodleを活用することで、「教員から学生への連絡事項の伝達」「教員による教材・資料の配布」「課題の提示」「学生による課題提出及び提出物に対する評価やコメントの確認」「アンケートや小テストへの回答」「小テストの評価・コメントの確認、教員への連絡」「質疑応答」といった多様な学習活動が行える。また、キャンパス外にいる学生に対してもストリーミング配信を用いて授業配信、試験やテストの実施、レポートの採点を行うことができる。

これらの実施方法については、「平成13年文部科学省告示第51号」に適合している。

2 本学の規則

(1) 広島大学大学院規則

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第26条 本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を、単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(2) 広島大学通則

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

IX 大学院設置基準第14条による教育方法の実施

本研究院では、社会人の受入れに対応するため、大学院設置基準第14条に基づき、土日開講を実施するとともに、個々の学生の条件にあわせた多様な教育方式、指導方式を導入する。

1 標準修業年限

入学後も社会人の身分を有する学生に対して、入学時に、4年間を限度とする長期履修計画の設定を認める。この場合、授業料は2年間分を納付すれば修了できるものとする。

なお、長期履修計画の履修期間については、研究の進捗状況により在学中1回に限り変更を認める。

2 履修指導及び研究指導の方法

標準修業年限（2年間）を見通した履修計画を立てることが原則であるが、上記の長期履修制度を選択した社会人学生に関しては、最長で4年間にわたる履修計画を立てるように、履修指導を行う。

研究指導は、主指導教員に加えて、2名以上の副指導教員（主指導教員とは領域が異なる本研究院の専任教員1名以上を含む。）で行う。

3 授業の実施方法

授業科目によっては土曜日や日曜日にも開講し、集中講義形式で開講するなど、履修の便宜を図る。また、平日の授業時限（8時45分～17時50分）に開講する授業科目についても、オンラインによる授業参加が可能となることにより、仕事と学修のバランスを取りながら計画することが容易になると考える。

以上のような取組により、社会人学生の事情に応じた柔軟な履修計画の設定が可能となる。

4 教員の負担の程度

2学期4ターム制を導入することで、ターム毎に各教員の時間割に自由度があり、過度な負担とはならないよう設定することができる。

5 図書館の利用方法

オンライン蔵書検索サービス（OPAC）を用いて、呉キャンパスにおいても、本学各キャンパスに設置する図書館の所蔵図書を取り寄せて利用することが可能である。併せて、電子ジャーナル及び電子ブック等の電子的学術情報資源を計画的に整備し、学内ネットワーク等を通じて学内外からのアクセスを可能としている。これにより、時間的・地理的制約の軽減を図り、教育研究活動に必要な文献を継続的に利用できる環境を確保している。なお、各図書館の授業開講期間中における開館時間は、平日は22時（東図書館は21時）までとしており、加えて、土曜日・日曜日の昼間も開館（東図書館は土曜日のみ）している。このことから、学生及び教員が必要な文献・資料を計画的に利用し得る環境が整備されている。

6 入学者選抜の概要

本研究院に関わる教員が所属する学部、高等専門学校、海上保安大学校関係者、外国人留学生、社会人を受け入れる。入学者選抜においては、本教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために口述試験を課し、高度専門人材としての資質と素養を適切に評価する。

X 入学者選抜の概要

1 入学時期

本学の学部卒業生に加えて、高等専門学校専攻科（商船学科を含む。）の卒業生、高度専門職業人、海外からの外国人留学生など多様な人材を世界中から受け入れるため、4月入学と10月入学を併用する。

2 入学者選抜の種類・内容

学力検査として、学部段階での専門知識及び語学力を身に付けていることを確認し、本教育課程の履修に適応可能な能力を確認する。具体的には、書類審査（学業成績証明書、研究計画書その他の出願書類）及び口述試験（例えば、これまでの実践的活動や学術研究活動の内容）を課し、研究意欲、専門分野の知識・応用力、英語の語学力、課題解決能力、適性等を総合して判定する。

入学者選抜の種類は、一般選抜（7～8月及び1～2月）及び外国人留学生特別選抜（国外在住者対象）（主に4～5月及び11～12月）を実施する。なお、各期における入学者については、定員の半数程度を想定するが、多様な入学者を受け入れるために特に定めない。なお、外国人留学生については、渡日前には経費支弁能力を確認し、渡日後には在籍確認するなど、大学として適切な受入れを行う。

また、高等専門学校専攻科の学生については、広島大学・高専連携大学院進学制度（先進理工系科学研究科で導入済）を踏襲する。これにより、高等専門学校の教員と本研究院の教員との間で行われる共同研究に参画する高等専門学校の優秀な専攻科生に対し、本研究院の修士課程推薦入試の受験資格を与えることにより、研究に専念できる環境を早期に整え、もって幅広い専門知識を有し問題解決に応用できる研究者及び技術者を育成する。この制度で連携している高等専門学校（5商船を含む。）は、以下のとおりである。

（令和8年1月現在：連携している高等専門学校）宇部工業高等専門学校、大島商船高等専門学校、北九州工業高等専門学校、岐阜工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、神戸市立工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、富山高等専門学校、新居浜工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、弓削商船高等専門学校、米子工業高等専門学校。

3 アドミッション・ポリシー（AP）

海洋・海事・造船分野に関わる以下のような志や意欲を持ち、それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。ここで、CP①～CP⑥は、カリキュラム・ポリシーを示し、これらの関係性は、付属資料2「養成する人材像と3つのポリシーの相関関係」に示す。

- ① 幅広い教養と共に、海洋・海事分野に関連する学問領域における知識と研究能力に加えて、異分野を融合・連携させる学際的な課題探究能力、及び問題解決能力を身に付け、人文科学、社会科学、自然科学に基づく多面的視点から「海の平和利用と持続的発展」の構築や地域及び国際社会の課題解決への熱意を有する人（CP①，CP②）
- ② 深い教養と共に、海洋・海事分野の学問領域における高度な知識と研究能力を身に付け、海洋・海事分野が抱える地域・国際課題にチャレンジすることにより、多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲・良識・倫理観を身に付けたい人（CP③，CP④）
- ③ 海洋・海事分野における先進的で高度な学術研究や学際的研究を推進する意欲を有し、国際的・学際的なコミュニケーション能力と、社会実践能力を身に付けたい人（CP⑤，CP⑥）

- ④ 海洋・海事に関連する分野の研究者や技術者など、専門性を有する職業に従事することで、同分野の地域社会・国際社会に貢献したい人（CP⑤，CP⑥）

本研究院は、これらの人を受け入れるため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、口述試験、外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

XI 教育研究組織の編制の考え方及び特色

本研究院は、令和元年8月に一部改正された大学院設置基準で定める「研究科等連係課程実施基本組織」に基づいて計画するものであり、全学から多くの教員が参画する形で運用する。

専任教員として本研究院に参画する教員は、ほとんどが既設の人間社会科学研究科人文社会科学専攻、先進理工系科学研究科先進理工系科学専攻、統合生命科学研究科統合生命科学専攻のいずれかの専攻の専任教員である。各教員は既設の研究科の専攻を担当しながら、本研究院の学生を指導することになる。

主指導教員は、呉キャンパスにて主に研究指導を行う。また、必要に応じてWEB meetingも実施できる教育研究整備を行う。個々の主指導教員の立場からすると、指導学生に本研究院の学生が数名程度加わることとなるが、主たる研究内容・研究活動は同じであるため、研究指導上、何ら問題はない。特に、フィールド観測・実習のみならず、実測データの取得・比較検証を行うにあたっては、海に近い呉キャンパスを起点に研究活動を行うことができるため、実学重視の研究指導が可能となる。なお、ZoomやTeams等を利用することにより、リアルタイムに複数キャンパスに所属する学生を同時に研究指導できるため、東広島キャンパス⇄呉キャンパス⇄東千田キャンパスの校地間における移動等に伴う負担は軽減され、過度な負担とはならない。

教員の配置については、本研究院が設定する主要な3つの領域に関連する連係研究科から29名を配置する。また、海洋・海事系実践科学研究院に4名の専任教員を配置する。

連係研究科等	専任教員数
人間社会科学研究科	5名
先進理工系科学研究科	19名
統合生命科学研究科	5名
合 計	29名

授業科目については、その大半は連係3研究科（人間社会科学研究科、先進理工系科学研究科、統合生命科学研究科）ですでに開講されているものであり、本研究院に授業科目を提供する教員の教育エフォートは現状から大きく変わらない。また、教育上主要と認める授業科目は原則専任教員の教授又は准教授が担当する。

2以上の校地を往来する場合における教育研究上の弊害については、「XIV 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画」に示すとおり、受講者の所在地等に応じて適切にZoomやTeams等を利用した双方向型授業・研究指導を実施することにより、学生及び教員の双方にとって移動負担が軽減されるため、ごく一部の実験・実習を除き、不具合は生じない。

教員組織の中心となる研究分野については、「法学」「経済学・経営学」「機械・総合工学」「社会基盤・建築学」「農学・生物学」であり、「V 1 カリキュラムの特色・編成」に記載するとおり、3つの学術領域（①海洋政策・海洋ガバナンス，②海洋利用技術，③海洋環境・海洋資源）を設ける。

本研究院の専任教員は、いずれも授業科目や研究指導に関して高度な専門性に基づく十分な研

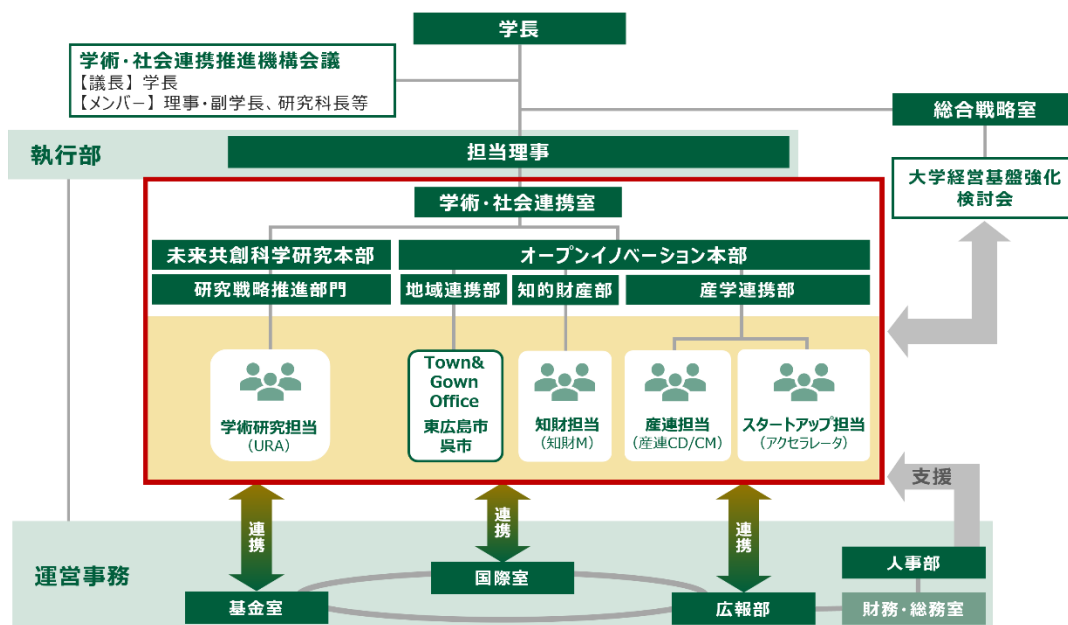
究実績と能力を有している。また、付属資料6「広島大学職員就業規則」第18条で定年を65歳と定めているため、専任教員の年齢構成は、教授が40歳代から60歳代前半にかけて分布しており、准教授は30歳代から60歳代前半に分布しているので、職位別年齢構成に偏りはない。

なお、各専任教員は本学特有の人事マネジメント制度に基づいて雇用・配属される。この制度は、退職や転出等が生じた場合も、KPI指標に基づき、教育活動と研究活動のバランスが取れたエフォート管理の下に、質の高い教員の後任補充ができるものである。

XII 研究の実施についての考え方、体制、取組

1 研究の実施についての考え方、実施体制、環境整備

基礎研究から産業実装に至る一連のプロセスを通貫させるとともに、新たな異分野融合・連携研究を生み出すための体制整備に基づく異分野融合エコシステム（Hiroshima Research Innovation Valley ; Hi-RIV）の構築、ひいては、国際展開型の地方創生モデルの実現、という本学のビジョンを実現するため、令和4年度に組織改組を行い、学術・社会連携室内に、全学的な研究戦略の策定と先導を担う「未来共創科学研究本部」とともに、社会実装を担う「オープンイノベーション本部」を設置した。



学術・社会連携室支援体制

未来共創科学研究本部は、本学における研究力強化の基幹組織として、①重点支援拠点の選定や選択・集中的支援、②既存組織の統廃合等による創発的な研究領域の創生、③URAや技術職員などの高度専門職人材の戦略的な配置、④共用機器の集約化と全学一元管理・基盤的研究支援組織の強化、を主たる使命としている。また、令和5年度より、大学全体が取り組む新しい学際的研究分野や、従来の枠組みでは十分に捉えられない新しい科学技術の実装に焦点を当て、倫理的・法的・社会的課題（ELSI）や責任ある研究とイノベーション（RRI）の取組を強化するため、未来共創科学研究本部の下に、「共創科学基盤センター」を新たに設立した。

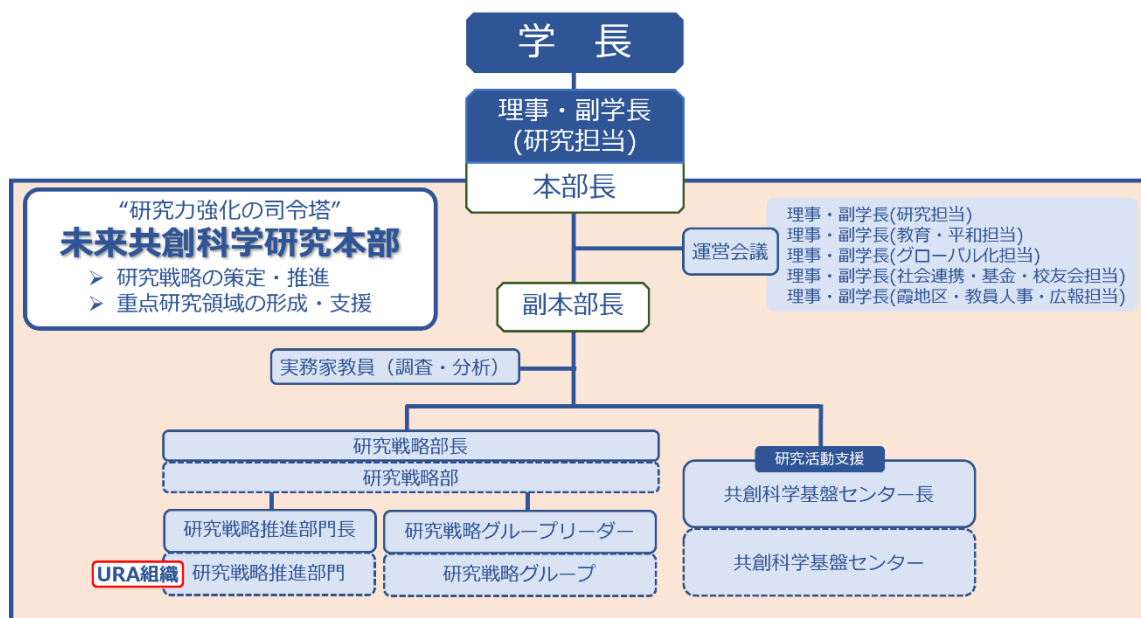
オープンイノベーション本部は、基礎研究から起業までの流れをシームレスに支援する産学連携部、本学の知的財産が生み出す成果の社会実装を加速し経営資源獲得へつなげるための知的財産部、Town & Gown 構想を基にした地域課題の発掘と研究シーズ・技術シーズとのマッチングによるイノベーション創出等を通じた地域創成を使命とする地域連携部から構成されて

いる。さらに、これら学内組織に加え、本学を中心に、地域の大学が保有する人材育成，研究開発及び新産業創出等に係る様々な知見を統合した次世代型産学官連携支援コンソーシアムである「ひろしま好きじゃけんコンソーシアム（一社）」や大学発ベンチャーの創出を目的に新たに設立した「(株)ひろしまキャピタル&インキュベーション(HIC)」を戦略的に利用し，強靱な経営基盤の確立に向けた取組を進めている。

研究環境の整備としては，現在，本学には約270の共用機器があり，機器管理者が管理・運営及び更新を行う「共用機器」が約190点，全学の一元的管理組織であるコアファシリティマネジメントセンターにて管理・運営及び更新を行う「全学共用機器」が約80点存在している。共用機器及び全学共用機器は，学外者を含めた利用者のニーズ，稼働率，コスト構造等を踏まえ「コアファシリティマネジメントセンター運営委員会」において決定している。

2 研究活動をサポートする技術職員やURAの配置状況，その役割・責任等

本学の研究力強化に向けた研究者への直接的な支援を強化するため，URAのみで構成される研究戦略推進部門を未来共創科学研究本部内に設置している。



未来共創科学研究本部組織図

URAは，ほぼ全員が博士号を有しており，専門性を活かし，①研究者レベルにおける研究戦略の企画，②国内外における外部資金獲得のための研究支援，③若手研究者のネットワーク形成支援等，を主たる業務としており，本学における研究力及びビジビリティの強化に向けた業務に従事している。また，大型共同研究の獲得・推進を通じて，革新的事業の創出を行うため，企業の事業戦略に深くかかわる知的財産マネージャー，産学官連携コーディネータ，スタートアップ担当アクセラレータなど，各業界の知識にとどまらず，産学連携特有の課題及びその対処方法に関する見識や経験などを有した人材が配置されており，技術シーズの事業化のための実効的な支援を行っている。

技術職員に関しては，上述のコアファシリティマネジメントセンターに技術職員が所属し，職員を派遣することによって「全学共用機器」の管理・運営を行っている。

XIII 施設・設備等の整備計画

1 校地、運動場の整備計画

本研究院は研究科等連係課程実施基本組織として、連係協力3研究科（人間社会科学研究科，先進理工系科学研究科，統合生命科学研究科）が有する教員組織及び施設・設備を相当程度利用して横断的な教育研究を実施することを基本とする。東広島キャンパスには，先進理工系科学研究科等が保有する曳航水槽，造波水槽，回流水槽，風洞等の国内有数の大型教育研究施設のほか，講義室，研究室，図書館等が整備されており，本研究院の教員・学生はこれらを利用して教育研究を行う。また，東千田キャンパスには，人間社会科学研究科の講義室，研究室，図書館等が整備されており，主に海洋政策・海洋ガバナンス領域の教育研究に活用する。

さらに，海に面した呉市に呉キャンパスを設置する。呉市の支援により，市が所有する呉駅西中央ビルの2階及び5階から7階部分を段階的に改修し，講義室，院生研究室，教員研究室，事務室等を令和9年10月設置時までには整備する。学生が休息するスペースについては，1階の多目的エリアや講義室等を流用して対応する。

当該ビルはJR呉駅から徒歩約2～3分の至近に位置し，周辺には飲食店，商業施設等が点在するなど，利便性の高い立地環境にある。このため，学生及び教職員にとって日常的な飲食等の利便性が高く，都市型キャンパスとして学内福利厚生機能を補完する役割を果たす立地条件を備えている。

なお，従来から呉市に設置している広島大学附属練習船基地（令和7年10月から海洋・海事未来研究所も併設）は，練習船豊潮丸の停泊地であり，航海中の教育・研究に用いる資材・機器等の準備・整備・保管に加え，採集試料やデータの一時的な分析・処理にも対応しており，呉キャンパスから徒歩約10分と近接していることから，学生実習及び演習の効率向上に資する。本基地にはホイストを装備する大型の作業スペースもあり，海洋環境計測機器，船体模型，ドローンなどの試作品の整備及び海洋観測や海上試験を行う環境が整備されていることから，本研究院との密接な連携が可能である。

加えて，練習船基地の周辺に用地を確保し，本研究院の教育・研究機能だけでなく，地域に開かれた産学連携機能などを有する複合施設等の段階的な整備に向けて呉市と協議を進めている。複合施設には，福利厚生施設，自習室，ラウンジなどのオープンスペースも整備する予定である。

東広島キャンパス及び，東千田キャンパスには，図書館，運動施設，福利会館や大学会館内の食堂等の福利厚生施設が充実しており，自習室，ラウンジなどのオープンスペースも設けている。本研究院が設置されても，他の研究科と十分共有することが可能である。図書館については，呉キャンパスにおいても，オンライン蔵書検索サービス（OPAC）の活用と，図書の配送などにより，他のキャンパスと同等のサービスを受けることが可能であり，学内ネットワーク等の情報環境やサポートについても，他のキャンパスと同様のサービスが受けられるよう整備を進める。

運動場については，東広島キャンパスにあっては陸上競技場，3つの多目的グラウンド，野球場，3つのテニスコート，3つの体育館を有しており，東千田キャンパスにあっては体育館を活用する。この他に，東広島キャンパスには，プール，アーチェリー場，相撲場，馬場等も整備されている。

福利厚生施設については，東広島キャンパスにあっては学生プラザ1階に設置しているフリースペース，文化系・芸術系及び体育系・芸術系の2つの課外活動共用施設があるととも

に、北第3福利会館内では「マーメイドカフェ広島大学店」、また、令和3年10月にオープンしたフェニックス国際センター MIRAI CREA（ミライ クリエ）を備えている。また、東広島キャンパス及び東千田キャンパスともに、自習室、ラウンジなどのオープンスペースを設けている。

2 校舎等施設の整備計画

既存施設だけではスペースが不足することから、本研究院が設置される令和9年10月に間に合うよう、呉市が所有する呉駅西中央ビルを整備（1階（呉市施設と共同利用）、2階の一部及び5・6・7階の全居室の専有・計802㎡）する。講義室、院生室、教員研究室及び事務室等は、学生数、授業形態、受講者数及び実施する教育研究内容等を踏まえた上で、必要な数及び規模の施設を整備する。

（1）講義室・院生室

講義及び試験を行う講義室を55室（約70名収容・106㎡1室及び約20名収容・30㎡の講義室兼セミナー室4室）を設置する。また、学生の研究活動や修士論文等の執筆に取り組める環境を確保するため、院生室を44室（約10名収容・40～44㎡3室及び海洋リモートセンシング技術センター（106㎡）内に1室）設ける。

（2）教員研究室

教員が研究に専念するとともに、研究や授業準備等を行うため、教員研究室（15～25㎡）を10室整備する。なお、全ての部屋は個室とし、研究及び授業準備に専念できる環境を確保するとともに、学生の教育上の情報管理等においてもプライバシーが確保されるよう配慮する。また、各研究室には必要な机や椅子、書棚、電話等を設置し、教育研究環境を整える。

（3）事務室

事務室（40㎡）1室を整備する。

3 図書

オンライン蔵書検索サービス（OPAC）を用いて、呉キャンパスにおいても、本学各キャンパスに設置する図書館の所蔵図書を取り寄せて利用することが可能である。また、電子ジャーナル、電子書籍、データベースを整備し、本学の構成員であれば、学内のネットワークに接続されたパソコンなどから利用することができ、さらに、自宅などの学外からも利用できるサービスも提供している。

東広島キャンパス及び東千田キャンパスには、中央図書館、東図書館、西図書館、東千田図書館の4つの図書館があり、中央図書館及び西図書館は授業期間中は平日8時30分から22時まで、休日10時から20時まで（西図書館は17時まで）利用可能である（東図書館は平日8時30分から21時まで、土曜日10時から17時まで、東千田図書館は平日8時30分から22時、休日13時から19時まで開館）。本学が所蔵している図書資料については、約3,386,000冊であり、必要な時に随時貸出可能としている。

以上のように、必要な施設・設備は概ね整備されているが、今後も必要に応じて整備・拡充する予定である。

XIV 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

1 具体的計画

本研究院では、呉キャンパスを中心に講義・研究指導等を行う。一部東広島キャンパス、東千田キャンパス間の移動を伴う場合が想定されるが、受講者の所在地等に応じて、適切にZoomやTeams等を利用した双方向型授業・研究指導を実施することにより、学生及び教員の双方にとって移動負担が大幅に軽減される。

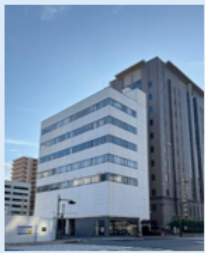
また、大学院共通科目についても、ZoomやTeams等を利用した双方向型授業、VODサービスを活用したオンデマンド授業も取り入れているため、各キャンパスにおいて受講可能であり、キャンパス間の移動は必要ない。

上述のとおり、これらのシステムの活用により、時間割上における問題も生じない。なお、オンラインによる双方向型授業の詳細は、「VIII 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画」に記載している。

なお、呉キャンパスは、呉市を中心に積極的な整備計画が進められており、令和9年10月までに呉駅西中央ビル内における講義室、院生室、教員研究室及び事務室等の整備が完了する。東広島キャンパス及び東千田キャンパスは、現有施設を活用する。



広島大学のキャンパス位置

施設		居室	面積	使用開始時期
呉駅西中央ビル (呉市所有)  呉駅から近く、 公共交通の 利便性が高い	1階	多目的エリア	90㎡	令和9年9月 (呉市と共同利用)
	2階	教員室 講義室	151㎡	令和9年9月
	5階	教員室 講義室兼セミナー室 非常勤講師控室 事務室	185㎡	令和9年9月
	6階	教員室 海洋リモートセンシング 技術センター（観測・解 析室、院生室）	191㎡	令和8年9月
	7階	講義室兼セミナー室 院生室	185㎡	令和9年9月

呉駅西中央ビルの設備概要

2 2以上の校地で教育研究を行う理由

海洋・海事・造船分野においては、教室・実験棟・実海域を一体的に備えた「学びの場」が不可欠である。その実現には、ソフトウェアとハードウェアの両面から、物理空間（現実世界）と仮想空間を融合させたフィジカルAI教育研究を推進する必要がある。本研究院は、海に面した呉キャンパスを中核拠点とし、実践型教育研究を展開する。以下では、各キャンパスの特徴と位置付けを示す。

＜呉キャンパス（整備中、令和9年10月～）＞

- 教室での座学にとどまらず、瀬戸内海・呉港周辺の実海域におけるフィールドワーク（観測・計測・実習）を不可欠な要素として位置付ける。そのため、呉沖周辺海域全体を「学びの場」と捉え、現実・実学（リアル）と座学・実験（仮想空間）を融合させたフィジカルAI・デジタルツイン教育を展開する。併せて、ディスカッションシアター（3Dモニタ）を活用し、臨場感のある双方向型教育を実施する。
- モノづくりDXの研究・教育拠点として、自律・協働・拡張型ヒューマノイドロボットや関連センサ、さらに溶接・鋼材加工など熟練工の技能を学習したロボットアーム等を活用し、先端的な学習環境を提供する。
- 自動化・省人化・生産性向上を目指し、設計・生産・溶接シミュレータや3Dプリンター技術を導入することで、次世代モノづくり基盤を学ぶ場を整備する。
- AI技術によるデジタル空間の構築を通じて、港湾・物流システムの高度無人化ソリューションを学ぶ環境を提供する。
- 海洋リモートセンシング分野では、練習船、小型調査船、現地検証機器を用いたフィールドワークを通して実海域検証のための学びの場を提供する。
- 次世代船（自動運航船、ゼロエミッション船など）の教育・研究においても、実構造物や実務を直接学ぶ機会を設け、呉市周辺企業と連携した「インターンシップ」及び「リカレント教育」の場を提供する。
- 無人移動体（空中・水上・水中で活躍するドローン等）の技能実習、トレーニング、設計・製造・研究を進めるための実践的な実海域フィールドを活用する。
- 実海域に近い風・波・流れ条件を再現できる先端試験施設を利用し、海洋・海事・造船分野の技術開発・実証・リスク低減を実践的に学ぶ場を提供する。

- 商船系高等専門学校との合同講義・実習及び共同研究を実施するためにも、学生同士がともに学び、切磋琢磨し、コミュニケーションを深める「学びの場」を提供する。

＜東広島キャンパス＞

- 実海域に面していない東広島キャンパスでは、海洋・海事・造船分野に関わる国内有数の大型教育研究施設（曳航水槽，造波水槽，回流水槽，風洞）が揃っており，これら室内実験施設で得られた教育・研究成果を，実海域で応用・展開していくことは極めて重要である。このような，リアル空間（実海域）と仮想空間（実験棟，コンピュータ）の両者を「学びの場」として提供・活用できる教育機関は数少ない。

＜東千田キャンパス＞

- 都市部に立地する東千田キャンパスは，法学，経済学，社会科学系を中心に教育・研究を展開している。地域社会や国際社会の課題に対応するため，実践的かつ学際的な教育を重視し，政策立案や地域連携，国際協力に貢献できる人材の育成を目指している。また，地域との連携を活かしたフィールドワークや実務教育（＝現実世界を学ぶ）も特色の1つである。

XV 管理運営

1 学長による研究院長の指名

本学では，「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）や学校教育法の一部改正等を踏まえ，学長のリーダーシップが発揮できるガバナンス体制の構築の一環として，部局長等の選考方法について見直しを行った。

具体的には，学長は，原則として，部局から複数の部局長候補者の推薦を受け，個別面談を行い，部局長を決定し任命することとした。初代の海洋・海事系実践科学研究院長については，学長指名により任命する。

2 教学面における管理運営の体制

学校教育法に基づき，本研究院の教授により構成する教授会を置く。

教授会は，学生の入学，課程の修了及び学位の授与に関する事項等を審議する（年4回程度の開催（学年進行完成時））。

なお，可能な限り研究院長，副研究院長等を構成員とする代議員会に教授会の審議を付託し，柔軟な運営を行う。

さらに，管理運営面（予算・決算，将来構想等）での重要事項を審議するため，研究院長及び副研究院長等から構成する運営会議を置く。

3 教授会以外に関連する委員会

本研究院に常置する，入試・学務委員会，広報・国際交流委員会，自己点検・評価委員会，情報セキュリティ委員会の4つの委員会においては，各委員長が代議員会に参加することにより，運営会議との意思の疎通も確保される。

各委員会の所掌事項は，以下のとおりである。

（1）入試・学務委員会

入試・学務委員会は、入学試験・教務・学生生活に関する次に掲げる事項について審議し、必要に応じてその処理に当たる。

- 1) 入学者選抜方法に関する事項
- 2) 入学試験の実施計画案作成に関する事項
- 3) 調査書の審査に関する事項
- 4) 受験資格審査に関する事項
- 5) 出題問題に関する事項
- 6) カリキュラムの編成に関する事項
- 7) シラバス作成に関する事項
- 8) 時間割作成に関する事項
- 9) 新入生ガイダンスの実施計画案作成に関する事項
- 10) 学生の就職及び修学に関する事項
- 11) 学生支援の計画及び実施に関する事項
- 12) その他入学試験・学務・学生生活に関する事項

(2) 広報・国際交流委員会

広報・国際交流委員会は、広報及び国際交流に関する次に掲げる事項について企画、立案及び作成にあたる。

- 1) パンフレットの作成に関する事項
- 2) ホームページに関する事項
- 3) 協定校及び地域等との国際交流の推進に関する事項
- 4) 国際交流協定締結に関する事項
- 5) その他広報・国際交流に関する事項

(3) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、次に掲げる事項について点検・評価を行う。

- 1) 教育活動に関する事項
- 2) 管理運営に関する事項
- 3) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項
- 4) 外部評価に関する事項
- 5) その他点検・評価に関する事項

(4) 情報セキュリティ委員会

本研究院における情報セキュリティの維持及び向上に関する事項

なお、横断的な分野に係る教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、事務支援体制については連係3研究科（人間社会科学研究科、先進理工系科学研究科、統合生命科学研究科）の支援室と連携して運用していく。

予算については、毎年度、学長が策定する予算編成方針に基づき配分されるが、学生経費については、学生数等に応じて本研究院に配分される。教員経費については、本研究院の専任教員は既設の研究科の専任教員が担当することから、原則として既設の研究科等を通じ教員に配分される。

人事について、教員人事は全学一元管理を導入し、大学独自のIRデータを活用して、人員配置から候補者選考まで、全学人事委員会の議を経て、学長が決定する。

学生に対する責任は、教学面の管理運営体制の主体である海洋・海事系実践科学研究所教授会で負うが、全学の教育本部学生生活委員会と本研究所の入試・学務委員会間などで、日常的な学生指導において発生した事案等を定期的に持ち寄り、情報共有することで、本研究所の管理運営組織と連係研究科間の調整を図る。

XVI 自己点検・評価

本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価を行い、改善・向上に努めることにより、教育研究等の質を保証するため、広島大学における内部質保証に関する規則（令和5年3月29日規則第42号）を定めるとともに、同規則第5条に規定する本学における内部質保証の中核を担い、大学全体を単位として行う自己点検・評価等の企画・立案及び実施する組織として学長の下に、広島大学評価委員会を設置している。

評価委員会は、理事、各学部（医学部、歯学部及び薬学部を除く。）、各研究科、スマートソサイエティ実践科学研究所、原爆放射線医科学研究所及び病院から選出された教育研究活動及び評価に識見を有する教員各1名、大学運営と評価に識見を有する職員若干名、その他学長が必要と認めた者若干名で組織され、本学の教育研究等の一層の向上を図るため、各部局等が行った自己点検・評価に対して学内において第三者的な視点から評価等を行い、これにより見出された課題への対策及び改善提案を行っている。

また、この他にも、学外者（経営協議会の学外委員を含む。）による部局組織評価を毎年度実施し、部局における教育研究活動等の質の確保及び向上に役立てている。

なお、本研究所においては、自己点検・評価委員会を設置し、独自の自己点検・評価を実施することとしている。

さらに、全学的に学士課程教育、大学院課程教育等の教育の質の向上及び教育力の強化に係る企画・評価・改善を図るための組織である教育本部に教育質保証委員会を設置し、教育の質保証に関する全学の方針・責任体制を明確にし、質の確保及び向上を図っている。

また、国立大学法人評価については、本学では、中期目標・中期計画ごとに担当理事、担当理事室、担当部局等を明確にしており、この体制の下、教育、研究、国際交流・社会貢献及び業務運営等の各項目について、評価委員会において中期目標期間を踏まえた進捗状況等となっているか確認を行い、進捗等の遅れ等について役員会へ報告するなど改善を促す仕組みを構築している。

XVII 情報の公表

本学では大学公式Webサイトや広報誌の発行等を通じて、広く社会へ情報の提供を行っており、理事（霞地区・教員人事・広報担当）の下に広報グループを設置し、大学情報（教育研究成果、社会貢献、産学官連携の成果など）の公開を推進している。

また、本学における広報活動を組織的に展開し、戦略的かつ効果的に行うために、各理事等をメンバーとする広島大学広報企画戦略会議を設置し、広報戦略を策定し、戦略的な広報活動を推進している。

なお、主な情報提供活動については、以下のとおり。

1 大学公式Webサイトを活用した情報提供

(<https://www.hiroshima-u.ac.jp/>)

大学案内，入試情報，教育・学生生活・就職，研究，社会・産学連携，留学・国際交流，学部・大学院等，研究所・施設等

2 教育研究活動等の状況に関する情報提供

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/education_research_info)

大学の教育研究上の目的，教育研究上の基本組織，教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績，入学者の選抜，入学者に関する受入方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数，授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画，学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準，校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境，授業料，入学料その他の大学が徴収する費用，大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援，専門職大学院に係る専門性が求められる職業に就いている者，当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力との状況についての情報，研究科，専攻又は学生の履修上の区分ごとの，当該大学院入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況についての情報，大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報，教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報に関する事

3 大学運営情報

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/public_info1)

組織に関する情報，業務に関する情報，評価・監査に関する情報等

4 その他公表情報

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/other_public_info)

学則等各種規則集，学部・大学院の設置に関する情報，教員の養成等の状況等

XVIII 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1 全学的な取組

本学では，教職員の資質・能力の向上を図るための組織的・体系的な人材育成活動を統括するため，学長の下に人材育成推進本部を設置している。当本部にFD委員会とSD委員会を設置し，さらにFD委員会の下部組織として教育能力開発，研究能力開発，マネジメント能力開発に係る部会を設置し，新採用教職員研修や授業方法の研修等の教員を対象とした全学FDを実施している。

また，本学では，大学院課程教育等における企画，立案，点検・評価を行う組織として，教育本部を設置している。当本部に「教育質保証委員会」を置いて，授業についての各教育組織と各担当教員の認識を高め，カリキュラムや授業方法等の改善につなげるため，学生による授業改善アンケートを実施している。

2 本研究院の取組

本研究院では，連係研究科等と連携を図りながらFDを実施し，教員に必要な資質・能力の向上を図っていく。また，研究院の点検・評価等を行うため，「自己点検・評価委員会」を設置し，全学が実施する学生による授業改善アンケートの実施結果等も踏まえて，カリキ

ュラムや授業方法等の改善を図っていく。

3 学生による授業評価

本学では、全学的にターム毎に年4回、学生による授業改善アンケートを実施している。

学生による授業改善アンケートの内容は、「学生自身に関する質問」（2問）「教育内容等に関する質問」（4問）「総合的な質問」（2問）「自由記述」（2問）の大きく4項目に分かれており、「教育内容等に関する質問」については、以下のような設問である。

- ・ 授業の内容はシラバスに沿っていましたか。
- ・ 授業内容の難易度は適切でしたか。
- ・ 授業から知的な刺激を受け、あなたの研究に活かせる学びがありましたか。又は、関連する知識や分野のことをもっと知りたいと思いましたか。
- ・ 教員の説明と教材（補助教材、レジュメ等の資料も含む。）は、わかりやすく、授業内容の理解を深めることに役立ちましたか。

これらの項目について、学生は5段階の評価を行う。このほかに自由記述の2問で授業に対する意見や感想も学生が書けるようにしている。

学生による授業改善アンケートを通して、次年度以降のカリキュラムや授業方法等の改善に繋げていく。

4 教員の資質の維持向上の方策

教員の資質の維持向上の方策として、現在本学で実施している「全学FD」による授業参観を本研究院においても実施する。

教員の相互授業参観を恒常的に実施するとともに、前述した「学生による授業評価」を行い、PDCAサイクルを有効に機能させる。

また、外部講師を招聘して研修会やワークショップを行い、教員が新しい知識・技術を学ぶ機会を設けるとともに、各種学会や研修会に参加し、自己研鑽を図る。

以上

資料目次

付属資料 1	養成する人材像・ディプロマ・ポリシー・対応科目区分一覧
付属資料 2	養成する人材像と 3 つのポリシーの相関関係
付属資料 3	履修モデル
付属資料 4	学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準
付属資料 5-1	広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則
付属資料 5-2	広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則
付属資料 5-3	広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について
付属資料 5-4	広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則
付属資料 6	広島大学職員就業規則

養成する人材像・ディプロマ・ポリシー・対応科目区分一覧

養成する人材像	ディプロマ・ポリシー	主な対応科目区分	修了要件等での担保
国際的視野と教養を備え、海洋・海事・造船分野に関わる①海洋政策・海洋ガバナンス、②海洋利用技術、③海洋環境・海洋資源の3領域の基礎的知識に加え、各領域の高度な専門知識及び応用力を身に付けた、以下のような文理融合型高度人材を養成する。 ➤ 国際海洋法や政策・経済的背景を理解し、海洋資源の持続可能な利用に向けた国際的な合意形成や、地域の海洋政策の立案に貢献できる人材 ➤ 文理を横断する「海洋の総合知」を備え、多様なステークホルダーと連携しながら、地球規模の海洋課題に対して社会実装を通じた解決策を提示できる人材	人文科学・社会科学・自然科学の共通基盤となる視点と方法論を理解し、海洋・海事に関わる専門家と協働して、国際平和・国際協調の重要性、さらには海洋の平和利用と持続的発展について説明・貢献できる能力を有している。また、持続可能な発展を導く科学技術の社会実装などにより、国際社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 専門モジュール科目（共通科目）	2 単位以上（選択必修） 2 単位以上（選択必修）
＜領域① 海洋政策・海洋ガバナンス＞ ● 海運・造船業界と金融業界の関係性を理解し、経済的視点から海洋・海事分野に貢献する人材 ● アジア・世界の安全な海上輸送網を維持・構築し、海洋ガバナンス、国際協力と平和構築に貢献する人材 ● 四方を海に囲まれた日本の物流、海運、造船を含めた海事産業全般と国際貿易、国際ビジネスの重要性を理解し、国際社会で貢献できる人材 ● 既存の法制度と安全保障政策を理解し、開かれた平和的な海洋利用を実現する方策を提案できる国際的リーダーシップを有する人材 ● 多様なスケールでの海洋情報の取得・解析・予測技術を活用し、政策立案・導入・運用ができる人材	①海洋政策・海洋ガバナンス領域、②海洋利用技術領域、③海洋環境・海洋資源領域の3領域の基礎知識・理解と、いずれかの領域において、先進的で高度な研究力・応用力と高度専門技術を有している。	基礎モジュール科目 専門モジュール科目（領域科目）	自領域から 4 単位以上（選択必修） 自領域から 8 単位以上（選択必修） 他領域の基礎モジュール科目又は専門モジュール科目から 6 単位以上（選択必修）
＜領域 ②海洋利用技術＞ ● 造船・海運、海洋科学技術などの主要分野の基礎から応用まで幅広い知識・技能を有する人材 ● 船舶技術と設計・製造に精通した人材（例えば、船体構造の軽量化、振動・強度・安全性の解析、モニタリング・シミュレーション技術、船の運動・安全・省エネ・自動運航・次世代船に関する技術など） ● IoT 技術を活用した海洋・海事分野の DX 化・IT 化に対応し、同分野で活躍できる人材 ● 海洋・海事・造船分野における技術的専門性と革新力を持つ高度専門人材 ● 海上交通モビリティの安全性・効率性・高性能化に関する最新技術を理解し、社会実装できる人材	海洋・海事に関わる諸問題を発見・抽出し、それらの社会的・国際的課題の本質を理解したうえで、合理的に問題構成し、課題解決できる能力を有している。特に、上記3領域に対して、それらを包括的に融合・連携させる応用力と実践力、課題発見能力を有している。加えて、領域①は人文科学・社会科学の視点で海洋政策・海洋ガバナンスの諸問題、領域②③は自然科学の視点で海洋技術や海洋環境・海洋資源の複雑な諸課題に対して、論理的かつ多角的にアプローチできる能力を有している。	専門モジュール科目（領域科目） 実践モジュール科目	自領域から 8 単位以上（選択必修） 4 単位以上（選択必修）
＜領域③ 海洋環境・海洋資源＞ ● 海洋観測、海洋環境保全や生態系解析などの基礎学問から応用技術までを修得し、科学的エビデンスに基づいて海洋の現状を正確に評価・分析できる人材 ● 海洋資源や海洋空間の持続可能な利用と環境・生態系保全技術（スマート水産やブルーカーボン等）を統合し、持続可能な社会・経済システムの構築を牽引できる人材 ● 海洋・海事・造船分野における最先端技術とデジタル技術（DX）を深く理解し、AI やロボティクスを活用した効率的な海洋資源利用の革新を推進できる人材	国際関係及び国際協調の重要性を理解し、海洋・海事分野と海の平和利用と持続的発展について、国際的・学際的な視点で国際的な課題解決を行うための、英語によるコミュニケーション力・実行力・協働力を有している。	実践モジュール科目 修士論文モジュール科目	4 単位以上（選択必修） 4 単位以上（必修）



付属資料3

【修士課程・履修モデル】

(学位:修士(海洋・海事科学) 学位の分野:法学関係)

※①海洋政策・海洋ガバナンスを選択した場合

(養成する人材:海洋秩序に関わる公務員)

【研究テーマ:海洋安全保障と国際協力に関する研究】

()内の数字は単位数

			大学院共通科目		基礎モジュール科目	専門モジュール科目	実践モジュール科目	修士論文モジュール科目
			持続可能な発展科目	キャリア開発・データリテラシー科目				
1 年 次	前期	1T		MOT入門 (1)	Ocean Remote Monitoring (2)	Research Method (2) (共通科目)	Project Management (4)	Seminar on Master Thesis (4)
				Aquatic Ecology (2)				
	後期	2T			International Relations (2)			
		3T	Climate Change Adaptation and Mitigation (1)		Law of the Sea (2)	International Criminal Law (2)		
		4T				Sustainable Marine Environment(1)		
2 年 次	前期	1T				International Security I (2)		
		2T				International Security II(2)		
	後期	3T				Maritime Security : Law and Policy(2)		
		4T						
修得単位数			2		自領域 4	共通科目 2 領域科目(自領域) 8	4	
					他領域 4	領域科目(他領域) 2		
要修得単位数			2		自領域 4	共通科目 2 領域科目(自領域) 8	4	4
					※他領域 6			

修得単位数合計30単位

海洋政策・海洋ガバナンス領域

海洋利用技術領域

海洋環境・海洋資源領域

※他領域の基礎モジュール科目又は専門モジュール科目の履修にあたっては、自領域とは異なる2つの領域からそれぞれ2単位以上を必ず履修

【修士課程・履修モデル】

(学位:修士(海洋・海事科学) 学位の分野:経済学関係)

※①海洋政策・海洋ガバナンスを選択した場合

(養成する人材:海上保険会社における海運アナリスト)

【研究テーマ:日本海事産業の歴史と展望に関する研究】

()内の数字は単位数

			大学院共通科目		基礎モジュール科目	専門モジュール科目	実践モジュール科目	修士論文モジュール科目
			持続可能な発展科目	キャリア開発・データリテラシー科目				
1 年次	前期	1T		MOT入門 (1)		Research Method (2) (共通科目)		Seminar on Master Thesis (4)
		2T	Japanese Experience of Social Development-Economy, Infrastructure, and Peace (1)		Fisheries Oceanography(2)			
	後期	3T			Public Economics (2)			
					System Planning (2)			
		4T			Maritime Industry (2)	The Political Economy of Global Power(2)		
					Remote Sensing for Social Sciences(2)			
2 年次	前期	1T				International Maritime Order – Ocean governance and sustainable blue economies(2)	Internship (4)	
		2T				Transportation Planning(2)		
	後期	3T				Development Macroeconomics(2)		
		4T						
修得単位数			2		自領域 4	共通科目 2	4	4
						領域科目(自領域) 8		
					他領域 4	領域科目(他領域) 2		
要修得単位数			2		自領域 4	共通科目 2	4	4
						領域科目(自領域) 8		
					※他領域 6			

修得単位数合計30単位

海洋政策・海洋ガバナンス領域

海洋利用技術領域

海洋環境・海洋資源領域

※他領域の基礎モジュール科目又は専門モジュール科目の履修にあたっては、自領域とは異なる2つの領域からそれぞれ2単位以上を必ず履修

【修士課程・履修モデル】

(学位:修士(海洋・海事科学) 学位の分野:理学関係)

※②海洋利用技術領域を選択した場合

(養成する人材:海洋情報サービス企業におけるリモートセンシング技術者)

【研究テーマ:海洋リモートセンシング技術を用いた海洋環境モニタリングに関する研究】

()内の数字は単位数

			大学院共通科目		基礎モジュール科目	専門モジュール科目	実践モジュール科目	修士論文モジュール科目
			持続可能な発展科目	キャリア開発・データリテラシー科目				
1 年 次	前期	1T		情報セキュリティ(1)		Research Method (2) (共通科目)		Seminar on Master Thesis (4)
					Energy Science and Technology (2)			
	2T			Advanced Ocean Remote Sensing Engineering (2)				
				Fisheries Oceanography(2)				
	後期	3T	Climate Change Adaptation and Mitigation (1)		Introduction to Maritime Security(2)	Environmental Fluid Mechanics(2)	Project Management (4)	
4T				Observational Physical Oceanography (2)	Advanced Energy Plant (2)			
2 年 次	前期	1T			Advanced Marine Information Engineering (2)			
		2T			Introduction of Ship Operation (2)			
	後期	3T						
		4T						
修得単位数			2	自領域 4	共通科目 2	4	4	
					領域科目(自領域) 8			
				他領域 4	領域科目(他領域) 2			
要修得単位数			2	自領域 4	共通科目 2	4	4	
					領域科目(自領域) 8			
				※他領域 6				

修得単位数合計30単位

海洋政策・海洋ガバナンス領域

海洋利用技術領域

海洋環境・海洋資源領域

※他領域の基礎モジュール科目又は専門モジュール科目の履修にあたっては、自領域とは異なる2つの領域からそれぞれ2単位以上を必ず履修

【修士課程・履修モデル】

(学位:修士(海洋・海事科学) 学位の分野:工学関係)

※②海洋利用技術領域を選択した場合

(養成する人材:船舶技術と設計・製造に精通した人材)

【研究テーマ:次世代燃料船及び自動運航船を対象とした運動・流体性能の最適制御に関する研究】

()内の数字は単位数

			大学院共通科目		基礎モジュール科目	専門モジュール科目	実践モジュール科目	修士論文モジュール科目	
			持続可能な発展科目	キャリア開発・データリテラシー科目					
1 年 次	前期	1T		MOT入門 (1)	Advanced Computational Fluid Dynamics in Maritime and Ocean and Engineering(2)			Seminar on Master Thesis (4)	
		2T			Advanced Ocean Remote Sensing Engineering(2)				
	後期	3T	Innovation and Practice for Smart Society (1)		Law of the Sea(2)	Evidence-Based Decision Making(2) (共通科目)			
		4T			Maritime Industry (2)	Control System Design (2) Atmospheric Hydrospheric Chemistry (Maritime)(2)			
2 年 次	前期	1T					Internship (4)		
		2T				Advanced Structural Concrete(2)			
	後期	3T				Strength and Fracture of Metals(2)			
		4T				Mechanical Engineering Design (2)			
修得単位数			2		自領域 4	共通科目 2	4	4	
						領域科目(自領域) 8			
					他領域 4	領域科目(他領域) 2			
要修得単位数			2		自領域 4	共通科目 2	4	4	
						領域科目(自領域) 8			
					※他領域 6				

修得単位数合計30単位

海洋政策・海洋ガバナンス領域

海洋利用技術領域

海洋環境・海洋資源領域

※他領域の基礎モジュール科目又は専門モジュール科目の履修にあたっては、自領域とは異なる2つの領域からそれぞれ2単位以上を必ず履修

【修士課程・履修モデル】

(学位:修士(海洋・海事科学) 学位の分野:農学関係)

※③海洋環境・海洋資源領域を選択した場合

(養成する人材:水産行政・研究に関わる公務員)

【研究テーマ:気候変動下における水産生物の生理・生態学的適応戦略】

()内の数字は単位数

			大学院共通科目		基礎モジュール科目	専門モジュール科目	実践モジュール科目	修士論文モジュール科目
			持続可能な発展科目	キャリア開発・データリテラシー科目				
1 年 次	前期	1T		情報セキュリティ(1)	Fisheries Biology(2)	Research Method (2) (共通科目)		Seminar on Master Thesis (4)
		2T	Japanese Experience of Social Development- Economy, Infrastructure, and Peace (1)		International Relations (2)			
					Fisheries Oceanography(2)			
	後期	3T			Fish Biology and Ecology(2)			
4T				Observational Physical Oceanography (2)	Atmospheric Hydrospheric Chemistry (Maritime)(2)			
2 年 次	前期	1T			International Maritime Order – Ocean governance and sustainable blue economies (2)	Field Work (4)		
		2T			Earth Materials (2)			
	後期	3T			Sustainable Marine Environment(1)			
		4T			Water Security (1)			
修得単位数			2	自領域 4	共通科目 2	4	4	
					領域科目(自領域) 8			
					他領域 4			領域科目(他領域) 2
要修得単位数			2	自領域 4	共通科目 2	4	4	
					領域科目(自領域) 8			
								※他領域 6

修得単位数合計30単位

海洋政策・海洋ガバナンス領域

海洋利用技術領域

海洋環境・海洋資源領域

※他領域の基礎モジュール科目又は専門モジュール科目の履修にあたっては、自領域とは異なる2つの領域からそれぞれ2単位以上を必ず履修

付属資料4

学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準について

(修士学位授与の判定基準)

第1 広島大学大学院海洋・海事系実践科学研究院(以下「本研究院」という。)は、次に掲げる判定基準に基づいて修士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、修士の学位を授与する。

- (1) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、当該研究領域における研究能力及び高度な専門的能力を身に付け、かつ、幅広い教養と総合的な判断力を有していること。
- (2) 第2に規定する評価基準に基づき修士学位論文を評価するとともに、当該研究領域の発表会・審査委員会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。

(修士学位論文の評価基準)

第2 本研究院は、次に掲げる評価基準に基づいて修士学位論文を審査する。

- (1) 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているか。
- (2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
- (4) 設定した研究テーマについて、適切な研究方法、調査・実験方法、又は論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
- (5) 当該研究領域の理論的見地又は実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

(その他)

第3 修士学位論文の提出手続等については、別に定める。

付属資料 5 — 1

○広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則

(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号)

改正 平成 28 年 4 月 1 日規則第 98 号 平成 28 年 9 月 21 日規則第 197 号

平成 29 年 3 月 31 日規則第 63 号 平成 30 年 5 月 10 日規則第 64 号

平成 30 年 4 月 1 日規則第 80 号 平成 31 年 3 月 4 日規則第 15 号

令和元年 10 月 1 日規則第 204 号 令和 2 年 4 月 1 日規則第 110 号

令和 3 年 1 月 26 日規則第 4 号 令和 3 年 6 月 4 日規則第 34 号

令和 4 年 4 月 1 日規則第 84 号 令和 5 年 4 月 1 日規則第 124 号

令和 5 年 6 月 27 日規則第 185 号 令和 6 年 4 月 1 日規則第 82 号

令和 6 年 9 月 24 日規則第 125 号 令和 7 年 4 月 1 日規則第 68 号

広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動に係る不正行為 次に掲げる行為をいう。

イ 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造(存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。)、改ざん(研究資料等・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。)又は盗用(他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。)

ロ 二重投稿(同一内容とみなされる研究論文を複数作成して、異なる雑誌等に発表することをいう。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものを除く。)や不適切なオーサーシップ(研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外することをいう。)

ハ 科学コミュニティにおいて、各研究分野で不正行為事例や国際的な動向等を踏まえて、不正行為とみなされる行為

ニ イ、ロ及びハに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害(追実験又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠ぺい、廃棄及び未整備を含む。)

(2) 研究者等 本学において研究活動に携わる本学の職員及び学生並びに本学の施設設備を利用して研究活動を行う者をいう。

(3) 部局等 学部，研究科，研究科等連係課程実施基本組織，附置研究所，病院，図書館，教育本部，国際高等研究所，全国共同利用施設，中国・四国地区国立大学共同利用施設，学内共同教育研究施設，学内共同利用施設，附属学校，総合戦略室，基金室，監査室，理事室，東広島地区運営支援部，霞地区運営支援部，持続可能性に寄与するキラルノット超物質国際研究所事務室，東広島市・広島大学 Town & Gown Office 及び呉市・広島大学 Town & Gown Office をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は，広島大学における科学者の行動規範(平成19年3月13日教育研究評議会・役員会承認)を遵守して研究活動を行わなければならない。

2 研究者等は，研修，授業科目その他の方法による研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育(以下「研究倫理教育」という。)を受講しなければならない。

3 研究倫理教育に関し必要な事項は，理事(研究担当)(以下「理事」という。)が定める。

4 研究者等は，研究活動の正当性を証明する手段を確保するとともに，第三者による研究活動の検証を可能とするため，研究活動に係る資料(文書，数値データ，画像等をいう。)及び試料(実験試料，標本等をいう。)並びに装置その他研究成果の発表に至る一連の研究活動で作成したもの又は使用したもの(以下「研究資料等」という。)を適切に保存及び管理するものとする。

5 研究資料等の保存に関し必要な事項は，理事が定める。

(学長の責務)

第4条 学長は，本学における研究倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止等に関し最終的な責任を有する者として，公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じなければならない。

(総括責任者)

第5条 本学に，研究倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止等に関し本学全体を総括する実質的な権限及び責任を有する者として総括責任者を置き，理事をもって充てる。

(研究倫理教育及び啓発活動)

第6条 総括責任者は，第8条に規定する研究倫理教育責任者と協力し，研究倫理教育及び啓発活動を実施するものとする。

(部局等の長の責務)

第7条 部局等の長は，当該部局等における研究倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止等に関する責任者として，公正な研究活動を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者等)

第8条 部局等に，部局等における研究倫理教育に関し実質的な権限及び責任を持つ者として研究倫理教育責任者を置き，部局等の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、部局等における研究倫理教育を推進するものとし、当該部局等に配属又は所属する研究者等に研究倫理教育を受講させなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者の業務を補佐するため、部局等に、研究倫理教育担当者を置くことができる。

(推進室の設置)

第9条 本学に、研究者倫理の向上に向けた取組を推進するため、広島大学研究不正防止対策推進室(以下「推進室」という。)を置く。

- 2 推進室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

(告発の要件)

第10条 研究活動に係る不正行為の疑いがあると思料する者は、本学に対し、告発を行うことができる。

(告発窓口)

第11条 研究活動に係る不正行為に関する告発を受け付け、及び研究活動に係る不正行為に関する相談に応じるため、学術・社会連携室学術・社会連携支援部研究支援グループ及び本学が委任した学外の法律事務所に告発窓口を置く。

(告発等の方法)

第12条 告発及び相談の方法は、書面、FAX、電子メール、電話又は面談とする。

- 2 告発を受け付け、又は相談に応じるときは、書面、FAX、電子メール又は電話による場合にあっては告発又は相談の内容を告発窓口の職員以外の者が同時又は事後に見聞できないような措置を講ずる、面談による場合にあっては個室において実施するなど、適切な方法で実施しなければならない。

(告発の受付)

第13条 告発は、原則として、氏名を明らかにして行うものとし、研究活動に係る不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等(以下「被告発者」という。)の氏名又は名称及び研究活動に係る不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的・合理的理由が示されているもののみ受け付ける。

- 2 前項の規定にかかわらず、匿名による告発であっても、告発の内容に相当の信用性があると思われる場合又は総括責任者が必要と認める場合は、受け付けることができる。
- 3 氏名を明らかにして告発をした者は、その後の手続において、被告発者及び告発の内容に関わる者に対して氏名を秘匿することを希望することができる。
- 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び総括責任者に報告するものとする。
- 5 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、告発した者(匿名により告発した者を除く。以下「告発者」という。)に告発を受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 総括責任者は、第4項の報告を受けたときは、被告発者の配属又は所属する部局等の長に告発の内容を通知するものとする。

- 7 報道機関、研究者コミュニティ又はインターネットその他告発又は相談によらない方法により、研究活動に係る不正行為の疑いが指摘された場合(被告発者の氏名又は名称及び研究活動に係る不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的・合理的理由が示されている場合に限る。)は、総括責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第14条 研究活動に係る不正行為の疑いがあると思料する者であつて、告発の是非又は手続について疑問がある者は、告発窓口相談することができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があつたときは、告発窓口は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、相談した者(以下「相談者」という。)に告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 告発窓口は、研究活動に係る不正行為が行われようとしている、又は研究活動に係る不正行為を求められている旨の相談に応じたときは、学長及び総括責任者に報告するものとする。
- 4 学長又は総括責任者は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、必要があると認めたときは、相談の内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第15条 告発窓口の職員は、告発を受け付け、又は相談に応じるに当たっては、告発者(匿名により告発した者を含む。以下この項において同じ。)又は相談者の秘密の遵守その他告発者又は相談者の保護を徹底しなければならない。

(悪意に基づく告発)

第16条 何人も、悪意に基づく告発(被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者の配属又は所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

- 2 本学は、悪意に基づく告発であつたことを認定した場合は、当該告発者の氏名及び配属又は所属その他必要な事項の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。
- 3 学長は、前項の措置を講じたときは、告発された事案に係る研究活動に使用した競争的資金その他の経費(以下「研究費」という。)を本学に配分又は措置した機関(以下「資金配分機関」という。)及び当該研究活動に係る不正行為への対応等に関するガイドライン等を定める機関(第51条を除き、以下「関係機関」という。)に措置の内容を通知する。

(予備調査の実施)

第17条 総括責任者は、第13条第4項の報告を受けた場合であつて、告発された事案について予備調査が必要と認めたとき、又はその他の理由により予備調査が必要と認めたときは、速やかに被告発者の配属又は所属する部局等の長に予備調査会の設置を指示するものとする。

2 前項の場合において、告発された事案が、既に取り下げられた論文等に対してなされたものである場合は、論文等の取り下げに至った経緯及び事情並びに研究活動に係る不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、予備調査の必要性を判断するものとする。

3 予備調査は、告発された研究活動に係る不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的・合理的理由の論理性、第 20 条から第 29 条に規定する本調査における当該事案の調査可能性その他必要と認める事項について行う。

(予備調査会)

第 18 条 予備調査会は、部局等の長が指名する者 3 名以上により組織するものとし、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

2 予備調査会は、必要に応じて被告発者その他の関係者に対して、告発された事案に係る研究活動の研究資料等その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又はヒアリングを行うことができる。

3 予備調査会は、告発された事案に係る研究活動の研究資料等その他第 20 条から第 29 条に規定する本調査の証拠となり得る資料及び関係書類を保全する措置を講ずることができる。

(予備調査の結果の報告)

第 19 条 部局等の長は、予備調査会の設置の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査の結果を総括責任者に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに学長に報告するものとする。

(本調査)

第 20 条 学長は、前条第 2 項の報告を受けたときは、直ちに大学としての調査(以下「本調査」という。)を実施するかどうかを決定しなければならない。

2 学長は、本調査を実施することを決定したときは、不正行為調査委員会「(以下「調査委員会」という。)を設置する。

3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者にその旨を通知するとともに、本調査への協力を求めるものとする。

4 学長は、本調査を実施することを決定したときは、資金配分機関及び関係機関に、本調査を実施する旨を報告するものとする。

5 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その旨を理由を付して告発者に通知するものとする。

6 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、予備調査に係る資料を保存するものとする。この場合において、告発者又は資金配分機関から資料の開示を求められたときは、これに応じるものとする。

(調査委員会)

第 21 条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 1 人
 - (2) 告発された事案に係る研究活動の研究分野の専門的知識を有する者若干人
 - (3) 法律の知識を有する者若干人
 - (4) その他学長が必要と認めた者若干人
- 2 委員の過半数は、学外者でなければならない。
 - 3 委員は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 4 委員は、学長が任命又は委嘱する。
 - 5 調査委員会に委員長を置き、第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 第 22 条 総括責任者は、第 20 条第 2 項の規定により調査委員会が設置されるときは、調査委員会の委員に任命又は委嘱される予定の者(以下「委員予定者」という。)の氏名及び配属又は所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 2 告発者及び被告発者は、委員予定者に異議のあるときは、前項の通知を受けた日から起算して 7 日以内に総括責任者に対して、書面により異議申立てをすることができる。
 - 3 総括責任者は、前項の異議申立てがあったときは、異議申立てに係る審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。
 - 4 審査会は、総括責任者が指名する者 3 名以上により組織するものとし、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 5 学長は、異議申立ての内容が妥当であると判断したときは、委員予定者を変更するものとする。
 - 6 総括責任者は、前項の規定により委員予定者が変更されるときは、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第 23 条 調査委員会は、第 20 条第 1 項の規定により本調査を実施することが決定した日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。ただし、30 日以内に本調査を開始することができない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

第 24 条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動のほか、本調査に関連した被告発者の他の研究(以下「関連する研究活動」という。)を本調査の対象とすることができる。

- 2 調査委員会は、次に掲げる方法により本調査を行う。
 - (1) 告発者、被告発者その他関係者(以下「調査対象者」という。)からの事情聴取
 - (2) 証拠資料等(告発された事案に係る研究活動(関連する研究活動を含む。以下同じ。))の研究資料等その他本調査の証拠となる資料及び関係書類をいう。以下同じ。)の調査
 - (3) その他本調査に合理的に必要な調査
- 3 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、被告発者及び本調査の過程において告発された事案に関与した、又は責任を有する可能性がある者と判明した者による弁明の機会を設けなければならない。

- 4 調査対象者は、調査が円滑に実施できるよう本調査に誠実に協力しなければならない。
(証拠の保全)

第 25 条 調査委員会は、証拠資料等を保全する措置を講ずるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、当該研究機関に証拠資料等を保全する措置を講ずるよう依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前 2 項に定める場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。
- 4 委員長は、第 1 項の措置を講ずる場合は、必要最小限の範囲及び期間とし、事前に関係する部局等の長の承諾を得るものとする。
- 5 調査委員会が保全された証拠資料等の調査を行うときは、被告発者の配属又は所属する部局等の長が指名する教員 2 人が立ち会うものとする。ただし、調査委員会が教員の立会いは必要ないと判断するときは、この限りでない。

(再実験等)

第 26 条 調査委員会は、被告発者に、再実験その他の方法(以下「再実験等」という。)によって告発された事案に係る研究活動の再現性を示すことを求めることができる。

- 2 被告発者から再実験等の申出があった場合であって、調査委員会が必要と認めたときは、調査委員会が合理的に必要なと判断する範囲内において、再実験等の機会を保障するものとする。
- 3 再実験等は、調査委員会の指導及び監督の下で行う。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 27 条 本調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、告発された事案に係る研究活動が科学的に適切な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等が科学的に適切な方法及び手続に基づき適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 28 条 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、告発された事案に係る研究活動の公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の実施に必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(本調査の中間報告)

第 29 条 学長は、本調査が終了する前に、資金配分機関から要請があった場合は、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

(認定)

第 30 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査の結果をまとめ、告発された事案に係る研究活動において研究活動に係る不正行為が行われたか否かの認定を行う。

- 2 調査委員会は、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を学長に申し出て、その承認を得るものとする。

第 31 条 調査委員会は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、研究活動に係る不正行為に関与した者とその関与の度合、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割その他必要な事項を認定する。

第 32 条 調査委員会は、研究活動に係る不正行為が行われなかったと認定する場合であって、本調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。

2 調査委員会は、前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

第 33 条 調査委員会は、第 30 条第 1 項、第 31 条又は前条第 1 項の認定を行ったときは、本調査の結果及び認定の内容を直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、告発された事案に係る研究活動の資金配分機関及び関係機関に本調査の結果及び認定の内容を報告するものとする。

3 総括責任者は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合は、本調査の結果及び認定の内容を、告発者、不正行為認定者(不正行為を行ったと認定された被告発者及び被告発者以外で研究活動に係る不正行為に関与したと認定された者をいう。以下同じ。)及び不正行為認定者の配属又は所属する部局等の長に通知するものとする。この場合において、不正行為認定者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

4 総括責任者は、研究活動に係る不正行為が行われなかったと認定された場合(告発が悪意に基づくものであると認定された場合を含む。)は、本調査の結果及び認定の内容を、告発者、被告発者及び被告発者の配属又は所属する部局等の長に通知するものとする。この場合において、告発者又は被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

(認定の方法)

第 34 条 調査委員会は、本調査によって得られた物的・科学的証拠、調査対象者の証言、被告発者の自認その他の証拠を総合的に判断して認定を行うものとする。この場合において、被告発者の自認を唯一の証拠として研究活動に係る不正行為が行われたと認定することはできない。

(不服申立て)

第 35 条 不正行為認定者及び悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者は、第 33 条第 3 項又は第 4 項の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、学長に対して、不服申立てをすることができる。ただし、同一の理由による不服申立てを繰り返してすることはできない。

2 学長は、不正行為認定者による不服申立てを受理したときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関にその旨を報告する。

- 3 総括責任者は、不正行為認定者による不服申立てがあったときは、告発者にその旨を通知する。
 - 4 総括責任者は、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てがあったときは、告発者の配属又は所属する部局等の長及び被告発者にその旨を通知する。この場合において、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。
- 第 36 条 不服申立ての審査は、当該不服申立てに係る認定を行った調査委員会が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、新たに専門性を要する判断が必要となると認める場合は、委員を交代し、若しくは追加し(次項において「変更」という。)、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。
 - 3 前項の規定により調査委員会の委員を変更するときは、第 21 条第 1 項から第 4 項までの規定に準じて変更するものとする。
- 第 37 条 調査委員会(前条第 2 項の規定により調査委員会に代わり審査する者を含む。以下同じ。)は、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきと決定した場合は、直ちに学長に報告するものとする。
- 2 総括責任者は、不服申立てを却下する旨を、不服申立てを行った者(以下「不服申立人」という。)に通知する。この場合において、当該不服申立てが事案の引延ばし又は認定に伴う措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて不服申立人に通知するものとする。
 - 3 総括責任者は、不服申立てを却下する旨を、不正行為認定者による不服申立ての場合にあっては告発者、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立ての場合にあっては、被告発者に通知する。
 - 4 学長は、第 1 項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に不服申立てを却下する旨を報告する。
- 第 38 条 調査委員会は、再調査を実施することを決定した場合は、直ちに学長に報告するものとする。
- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査を行う旨を報告する。
- 第 39 条 総括責任者は、再調査を実施する旨を不服申立人に通知する。
- 2 総括責任者は、再調査を実施する旨を、不正行為認定者による不服申立てに係る場合にあっては告発者、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てに係る場合にあっては被告発者及び不服申立人の配属又は所属する部局等の長に通知する。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。
- 第 40 条 調査委員会は、再調査を実施することを決定した場合は、不服申立人に本調査の結果及び認定の内容を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求めるとともに、再調査への協力を求めるものとする。

- 2 調査委員会は、不服申立人が前項の求めに応じないときは、再調査を行わない決定をすることができる。
- 3 調査委員会は、前項の決定をしたときは、直ちに学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査行わない旨を報告するものとする。
- 5 総括責任者は、再調査を行わない旨を、不正行為認定者による不服申立てに係る場合にあっては告発者、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てに係る場合にあっては被告発者及び不服申立人の配属又は所属する部局等の長に通知する。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

(再調査)

第 41 条 調査委員会は、再調査(不正行為認定者による不服申立てに係る再調査に限る。以下この条において同じ。)を開始した日から起算して 50 日以内に本調査の結果及び認定の内容を覆すか否かを決定する。

- 2 調査委員会は、前項の決定をしたときは、直ちに学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査の結果を報告するものとする。
- 4 総括責任者は、不服申立人、告発者及び不服申立人の配属又は所属する部局等の長に、再調査の結果を通知する。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。
- 5 調査委員会は、再調査に係る決定を 50 日以内に行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定の予定日を学長に申し出て、その承認を得るものとする。

第 42 条 調査委員会は、再調査(悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てに係る再調査に限る。以下この条において同じ。)を開始した日から起算して、30 日以内に再調査の結果を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査の結果を報告するものとする。
- 3 総括責任者は、不服申立人、被告発者、不服申立人の配属又は所属する部局等の長に再調査の結果を通知するものとする。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関にも通知する。

(調査の結果の公表)

第 43 条 学長は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合は、本調査の結果、認定の内容その他必要な事項を公表するものとする。

- 2 研究活動に係る不正行為が行われなかったと認定された場合は、本調査の結果その他当該事案に関する内容は公表しない。ただし、当該事案が既に公になっている場合又は論

文等に過失による誤りがある場合は、本調査の結果その他必要な事項を公表するものとする。

- 3 前2項及び第16条第2項の公表に関し必要な事項は、別に定める。

(本調査中における一時的措置)

第44条 学長は、本調査を実施することを決定したときから本調査の結果及び認定の内容の報告を受けるまでの間、被告発者に対して、告発された事案に係る研究費の一時的な支出停止その他必要な措置を講ずることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から被告発者の研究費の支出停止等を命ぜられたときは、必要な措置を講ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第45条 学長及び部局等の長は、研究活動に係る不正行為と認定された研究活動に係る論文等の取下げ、研究費の使用停止その他の措置を勧告することができる。

(是正措置等)

第46条 調査委員会は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定した場合は、学長に対し、必要に応じて再発防止措置、環境整備措置その他必要な是正措置(以下「是正措置等」という。)を講ずることを勧告するものとする。

- 2 学長は、前項の勧告に基づき、不正行為認定者が配属又は所属する部局等の長に対し、是正措置等を講ずることを指示するとともに、必要に応じて、本学全体における是正措置等を講ずるものとする。

- 3 学長は、第1項の勧告に基づき、是正措置等を講じたときは、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された研究活動に係る資金配分機関及び関係機関に報告するものとする。

(処分)

第47条 本学は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合は、被認定者に対し、本学の規則等により懲戒処分等を行うことができる。

- 2 本学は、前項の処分を行ったときは、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された研究活動に係る資金配分機関及び関係機関に処分の内容を通知する。

(秘密保護義務)

第48条 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。研究活動に係る不正行為に関する業務に携わらなくなった後も、同様とする。

- 2 研究活動に係る不正行為に関する調査に関わる全ての者は、調査に関わる過程において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

- 3 学長及び総括責任者は、告発者若しくは被告発者の氏名その他の情報、告発内容、調査内容又は調査経過が、調査の結果を公表する前に漏えいしないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

- 4 学長又は総括責任者は、告発に係る事案が外部に漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了承を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了承は不要とする。
- 5 学長、総括責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者、相談者又はその他の関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者、相談者又はその他の関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう、配慮しなければならない。

(告発者及び相談者の保護)

第 49 条 部局等の長は、告発又は相談したことを理由として告発者又は相談者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発を又は相談したことを理由として、告発者又は相談者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 本学は、告発者又は相談者に対して不利益な取扱いを行った者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。

(被告発者の保護)

第 50 条 本学に所属する全ての者は、単に告発されたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 本学は、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。
- 3 学長は、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、懲戒処分等その他不利益な措置を行ってはならない。

(関係機関との連絡協議)

第 51 条 総括責任者は、必要に応じて、学内外の関係機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

(事務)

第 52 条 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する事務は、部局等の協力を得て、学術・社会連携室学術・社会連携支援部研究支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第 53 条 この規則に定めるもののほか、研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 広島大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規則(平成 19 年 3 月 13 日規則第 8 号)は廃止する。

- 3 平成 26 年度以前に配分又は措置された研究費により実施する研究活動に対する告発に係る調査については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 98 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 21 日規則第 197 号)

この規則は、平成 28 年 9 月 21 日から施行し、この規則による改正後の広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則の規定は、平成 28 年 7 月 26 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 63 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 10 日規則第 64 号)

この規則は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日規則第 80 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 4 日規則第 15 号)

この規則は、平成 31 年 3 月 4 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 1 日規則第 204 号)

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日規則第 110 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 26 日規則第 4 号)

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 4 日規則第 34 号)

この規則は、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日規則第 84 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日規則第 124 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 27 日規則第 185 号)

この規則は、令和 5 年 6 月 27 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日規則第 82 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 24 日規則第 125 号)

この規則は、令和 6 年 9 月 24 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日規則第 68 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付属資料 5－2

○広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則

(平成 27 年 6 月 17 日理事(研究担当)決裁)

改正 平成 28 年 2 月 18 日 一部改正 平成 28 年 5 月 31 日 一部改正

平成 29 年 2 月 7 日 一部改正 令和元年 5 月 1 日 一部改正

令和元年 7 月 18 日 一部改正 令和 2 年 3 月 13 日 一部改正

令和 2 年 6 月 26 日 一部改正 令和 5 年 6 月 26 日 一部改正

広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号。以下「規則」という。)第 3 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における研究活動に係る研究倫理教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(教員の研究倫理教育)

第 3 条 研究者等(教員に限る。)は、次の各号のいずれかの研究倫理教育を受講しなければならない。

- (1) 一般財団法人公正研究推進協会「APRIN e-learning」による e-learning プログラム
- (2) 独立行政法人日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」による e-learning プログラム
- (3) 総括責任者が作成する研究倫理教育に関する e-learning プログラム
- (4) 総括責任者が研究倫理教育として実施する研修会、講習会等(当該研修会、講習会等の資料を利用して部局等において実施する研修会、講習会等を含む。以下同じ。)

2 研究倫理教育責任者は、前項第 1 号に定める e-learning プログラムの受講範囲を研究者等(教員に限る。)の専門分野ごとに定め、当該受講範囲を総括責任者に報告する。

3 総括責任者及び研究倫理教育責任者は、研究者等(教員に限る。)に、第 1 項第 4 号の研修会、講習会等以外の研究倫理教育に関する研修会、講習会等(以下「研修会等」という。)を受講させるよう努めるものとする。

4 総括責任者又は研究倫理教育責任者が研修会等が第 1 項各号に定める研究倫理教育の全部又は一部に相当すると判断する場合は、当該研修会等の受講を研究倫理教育の全部又は一部の受講とみなすことができる。

(受講の時期)

第 4 条 研究者等(教員に限る。)は、研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。この場合において、次の受講の時期は、研究倫理教育を受講した日から起算して 3 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(学生の研究倫理教育)

第5条 次の各号に掲げる研究者等は、当該各号に掲げる研究倫理教育の標準プログラムを受講しなければならない。

(1) 大学院生 研究倫理教育(大学院生 Basic)及び研究倫理教育(大学院生 Advanced(M))又は研究倫理教育(大学院生 Advanced(D))

(2) 学部生 研究倫理教育(学部生)

2 大学院生が、研究倫理教育責任者が研究倫理教育(大学院生 Basic)の内容を含むと認める大学院教育課程の研究倫理教育に関する授業科目を履修した場合は、当該授業科目の履修をもって研究倫理教育(大学院生 Basic)の受講に代えることができる。

(職員の研究倫理教育)

第6条 研究者等(教員を除く職員に限る。)が受講する研究倫理教育については第3条の規定を、受講の時期については第4条の規定を準用する。この場合において、第3条第2項中「受講範囲を研究者等(教員に限る。)の専門分野ごとに定め」とあるのは、「受講範囲を定め」と読み替えるものとする。

(研究者等以外の職員の研究倫理教育)

第7条 研究倫理教育責任者が必要と認めた場合は、当該部局等に所属する研究者等以外の職員に研究倫理教育を受講させることができる。

2 研究者等以外の職員が受講する研究倫理教育については第3条の規定を、受講の時期については第4条の規定を準用する。この場合において、第3条第2項中「受講範囲を研究者等(教員に限る。)の専門分野ごとに定め」とあるのは、「受講範囲を定め」と読み替えるものとする。

(受講届等の提出)

第8条 研究倫理教育又は研修会等を受講した研究者等及び研究者等以外の職員は、受講届(別記様式第1号)を研究倫理教育責任者に提出しなければならない。ただし、他の方法により受講の確認ができる場合は、この限りでない。

2 研究者等(学生に限る。)が研究倫理教育(大学院生 Advanced(M))、研究倫理教育(大学院生 Advanced(D))又は研究倫理教育(学部生)を受講したときは、当該研究者等の指導教員は、研究倫理教育受講修了証(別記様式第2号)を作成し、研究倫理教育責任者に提出しなければならない。

(受講手続等)

第9条 研究倫理教育責任者は、第3条第1項各号に定める研究倫理教育の受講に係る手続並びに研究者等及び研究者等以外の職員の研究倫理教育又は研修会等の受講状況の管理に必要な業務を行う。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、研究倫理教育に関し必要な事項は、広島大学研究不正防止対策推進室において定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 27 年 6 月 17 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この細則の適用の際現に研究者等が受講している研究倫理教育(第 3 条第 1 項又は第 5 条に相当すると研究倫理教育責任者が認めるものに限る。)は、この細則の規定により受講しているものとみなす。
- 3 令和 2 年 3 月 31 日以前に研究倫理教育を受講した者の次回の受講の時期は、第 4 条(第 6 条及び第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、研究倫理教育を受講した日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

附 則(平成 28 年 2 月 18 日 一部改正)

この細則は、平成 28 年 2 月 18 日から施行し、この細則による改正後の広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日 一部改正)

この細則は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 7 日 一部改正)

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 1 日 一部改正)

この細則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 18 日 一部改正)

この細則は、令和元年 7 月 18 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 13 日 一部改正)

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 26 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。
- 2 この細則による改正後の広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則附則第 3 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 6 月 26 日 一部改正)

この細則は、令和 5 年 6 月 26 日から施行し、この細則による改正後の広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

令和 年 月 日

受講届

研究倫理教育責任者 殿

配属又は所属

職 名

氏 名

(記名押印又は自署)

(広大 I D)

(e-mail)

私は、下記により研究倫理教育を受講し、研究活動に携わる者として身につけておくべき心得等を理解しました。

1. 受講した研究倫理教育，研修会，講習会等

2. 受講年月日：令和 年 月 日

令和 年 月 日

研究倫理教育受講修了証

研究倫理教育責任者 殿

指導教員

部局等名：_____

職名：_____

氏名：_____

(記名押印又は自署)

以下の者は、下記の研究倫理教育を受講したことを証明します。

研究倫理教育^{※1}の該当(○をする。)

1. 研究倫理教育(大学院生 Advanced (M)) 2. 研究倫理教育(大学院生 Advanced (D))
3. 研究倫理教育(学部生)

受講者

所属：_____ 学年：_____ 学生番号：_____

氏名：_____

研究倫理教育

実施日：令和 年 月 日

研究倫理教育の実施者^{※2}：_____

内容(原則として以下の手順に従い、全てを実施すること。実施した事項にチェックを入れる。)

- ☐ 研究倫理教育の実施者、受講者の双方がテキスト^{※3}を熟読した。
 - ☐ テキストの内容を受講者が要約説明した。
 - ☐ 研究倫理教育の実施者が受講者に対して、要約説明の内容についての質疑を行った。
 - ☐ 当該分野において特に問題となる箇所、当該分野の慣習等について議論し、理解度の確認を行った。
 - ☐ 研究倫理教育(大学院生 Advanced (M)、(D))において、研究倫理教育の実施者が本学の不正事例・処分・影響を資料^{※4}により解説した。(映像資料^{※4}の視聴も可)
- その他、特に実施したこと：

※1 研究倫理教育（大学院生 Advanced (M)）、研究倫理教育（大学院生 Advanced (D)）及び研究倫理教育（学部生）は、原則として研究室単位で実施する。

※2 研究倫理教育の実施者は、原則として指導教員とする。教育効果を期待して、ポスドク等を研究倫理教育の実施者とすることもできるが、その場合は、内容の適切さの確認を指導教員が行うこと。

※3 研究倫理教育（大学院生 Advanced (M)）及び研究倫理教育（大学院生 Advanced (D)）のテキストは、以下のものを利用する。

独立行政法人日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」

SectionIV「研究成果を発表する」

研究倫理教育（学部生）のテキストは、以下のものを利用する。

本学が作成した「レポート作成上の注意」、「研究倫理案内」

※4 本学の不正事例・処分・影響を解説した資料及び映像資料は「いろは」、「もみじ」に掲載している。

「いろは」≫「各種案内手続」≫「研究関係の制度・手続」≫「5. 研究倫理関係」

「もみじ」≫「学びのサポート」≫「大学院課程」

広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について

(平成 27 年 6 月 17 日 理事(研究担当) 決裁)

改正	平成 28 年 2 月 18 日	一部改正 (平成 27 年 4 月 1 日適用)	平成 28 年 5 月 31 日	一部改正
	平成 28 年 8 月 17 日	一部改正	平成 29 年 2 月 7 日	一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日適用)
	平成 30 年 5 月 31 日	一部改正	令和元年 5 月 1 日	一部改正
	令和元年 12 月 9 日	一部改正 (令和元年 10 月 1 日適用)	令和 2 年 3 月 13 日	一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日適用)
	令和 2 年 6 月 26 日	一部改正 (※3 については令和 2 年 4 月 1 日適用)	令和 4 年 10 月 17 日	一部改正 (令和 4 年 4 月 1 日適用)

1. 教材と教材の利用範囲、教材の利用の手続き・受講管理に必要な業務等について

区 分		教材と教材の利用範囲	受講の時期	教材利用の手続き・受講管理 に必要な実務上の業務担当
研究者等 (※1)	教員	1. 左の者に対する受講モデル（別紙 1①～③） 2. 教材の利用範囲に関して研究倫理教育責任者（部局等の長）が定める主な事項 ア) 細則第 3 条第 1 項第 1 号の e-learning プログラムについて、その受講範囲 イ) 左の者が、他機関等で研究倫理教育を受講している場合、受講状況を確認し、当該者が利用する教材の範囲 ウ) 細則第 3 条第 3 項の研修会、講習会等が、細則第 3 条第 1 項各号の全部又は一部に相当するか否かの質的観点からの決定	研究倫理教育を受講した日から起算して 3 年を経過した日の属する年度の末日まで（※3）	各部局等担当者 （別紙 1④の教材利用の手続きを除く）
	学生（※2）		—	
	一般職員		研究倫理教育を受講した日から起算して 3 年を経過した日の属する年度の末日まで（※3）	
	一般職員以外の職員			
研究者等 以外	一般職員			
	一般職員以外の職員			

※1 研究者等：本学において研究活動に携わる本学の職員、学生、本学の施設設備を利用して研究活動を行う者。（附属学校教員で科研費等の申請をする者を含む。）

※2 原則として、本学の大学院課程に修学し、修士以上の学位論文を作成する者又は学術論文作成に携わる者及び学士課程に修学し卒業論文を作成する者を研究倫理教育の対象者とする。これ以外の者は、研究倫理教育責任者の判断により実施する。

※3 令和 2 年 3 月 31 日以前に研究倫理教育を受講した者については、研究倫理教育を受講した日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日まで

別紙 1

① 教員（細則第 3 条関係）

(1) APRIN の e-learning プログラム

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編（RCR 人文系）』	「研究活動における不正行為」 「盗用（人文系）」 「共同研究」 「ピア・レビュー（人文系）」 「公的研究費の取扱い」	基本的に左の単元を受講対象とし、研究倫理教育責任者が、個々の研究分野の特性に応じて対象としない単元をオミットし決定する。（部局等内で受講範囲が異なることがある。） また、これら以外の領域の単元を必須に加えることも可。
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 理工系)』	「研究不正」 「工学研究におけるデータの管理上の倫理問題」 「理工学分野における利益相反」 「責任あるオーサiership」 「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」 「理工学分野における共同研究」 「研究者の社会的責任と告発」 「環境倫理：工学研究の環境的側面と社会的側面」 「メンターとアドバイザー」 「人を対象とした研究ダイジェスト」 「動物実験の基礎知識」 「公的研究費の取扱い」	
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)』	「責任ある研究行為について」 「研究における不正行為」 「データの扱い」 「共同研究のルール」 「利益相反」 「オーサiership」 「盗用（生命医科学系）」 「社会への情報発信」 「ピア・レビュー（生命医科学系）」 「メンタリング」 「公的研究費の取扱い」	

- (2) 日本学術振興会の e-learning プログラム
- (3) 総括責任者が作成する研究倫理教育に関する e-learning プログラム
- (4) 総括責任者が研究倫理教育として実施する研修会、講習会等（これらの研修会、講習会等を撮影した映像や配布資料等の資料を利用して部局等において実施する研修会、講習会等を含む。）
- (5) 細則第 3 条第 3 項の研修会、講習会等については、受講に努めることとするが、そのうち、研究倫理教育責任者が質的に細則第 3 条第 1 項各号の全部又は一部に相当すると判断した場合は、細則第 3 条第 1 項各号の全部又は一部の受講とみなすことができる。（例：複数回連続の研究倫理研修会を受講し、修了証や受講証が発行された場合など）

② 学生（細則第 5 条関係）

(1) 研究倫理教育の標準プログラム

区 分		目 的	実施時期	実施期限	内 容	実施単位	備 考
大学 院 生	研究倫理教育 (大学院生 Basic)	研究者として身に着けるべき基本的な研究倫理の素養を習得する。	入学(研究室配属)時 (M1 または D1)	5 月末まで	大学院生向け研究倫理講習を収録した映像を用いた講義形式のガイダンス (APRIN の e-learning 対応可)	専攻単位を基本とする	カードリーダー等による受講確認
	研究倫理教育 (大学院生 Advanced (M),(D))	学位論文を作成するにあたって必要な事項を確認し、学位論文の倫理的担保を図る。	学位論文作成開始前 (学位論文作成年次 M,D)	10 月末まで	日本学術振興会のテキストの論文執筆に関する事項及び本学の不正事例等に関する資料を用いた討論形式のガイダンス (APRIN の e-learning 対応可)	研究室単位を基本とする	受講修了証による受講確認 確認書の作成と提出
学 部 生	研究倫理教育 (学部生)	卒業論文を作成するにあたって基本的な事項を習得し、卒業論文の倫理的担保を図る。	卒論作成開始前 (卒業論文作成年次)	10 月末まで	「レポート作成上の注意」、「研究倫理案内」を用いた討論形式のガイダンス (日本学術振興会の e-learning 対応可)	研究室単位を基本とする	受講修了証による受講確認 確認書の作成と提出

(ア) 研究倫理教育（大学院生 Advanced(M),(D)）の日本学術振興会のテキスト「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の受講範囲は、SectionIV「研究成果を発表する」とする。

(イ) 研究倫理教育（大学院生 Advanced(M),(D)）において使用する本学の不正事例・処分・影響に関する資料については、(ア)と併せて用いるものとする。

(ウ) 研究倫理教育（大学院生 Basic、Advanced(M),(D)）を APRIN の e-learning により受講する場合の受講範囲は次のとおりとする。

研究倫理教育（大学院生 Basic）の APRIN の e-learning の受講範囲

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編 (RCR 人文系)』	「研究活動における不正行為」 「盗用（人文系）」	左の単元を受講対象とし、研究倫理教育責任者が、個々の研究分野の特性に応じてこれら以外の単元を加えることも可。
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 理工系)』	「研究不正」 「工学研究におけるデータの管理上の倫理問題」 「責任あるオーサiership」 （「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」は論文発表を含むことから受講することが望ましい。）	
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)』	「責任ある研究行為について」 「研究における不正行為」 「データの扱い」 「オーサiership」 「盗用（生命医科学系）」	

研究倫理教育（大学院生 Advanced(M),(D)）の APRIN の e-learning の受講範囲

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編 (RCR 人文系)』	「盗用（人文系）」	左の単元を受講対象とし、研究倫理教育責任者が、個々の研究分野の特性に応じてこれら以外の単元を加えることも可。
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 理工系)』	「責任あるオーサiership」 （「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」は論文発表を含むことから受講することが望ましい。）	
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)』	「オーサiership」 （「盗用（生命医科学系）」は引用、要約、言い換えなどを含むことから受講することが望ましい。）	

- (エ) 研究倫理教育(学部生)の「レポート作成上の注意」、「研究倫理案内」を用いた討論形式のガイダンスに代えて受講する日本学術振興会の e-learning は、「研究倫理 e ラーニングコース」とする。
- (オ) 卒業論文又は学位論文を課していない部局は、研究倫理教育(学部生)又は研究倫理教育(大学院生 Advanced(M),(D))の実施の必要性を研究倫理教育責任者が判断する。
- (2) 本学大学院の教育課程において開講する研究倫理教育に関する授業科目
- 研究倫理教育責任者が研究倫理教育(大学院生 Basic)の内容を含むものと判断する授業科目の履修は、研究倫理教育(大学院生 Basic)の受講に代えることができる。
- ③ 職員(研究活動に携わる者として、学術・社会連携室、未来共創科学研究本部、オープンイノベーション事業本部、医療政策室 医療政策・医学系研究推進グループ、霞地区運営支援部 総務グループ(研究支援担当)、病院 広島臨床研究開発支援センターに所属する職員)(細則第 6 条関係)
- 職員(上記以外の者で研究倫理教育責任者が必要と認めた者や受講を希望する者など)(細則第 7 条関係)
- ①教員を準用する。
- ④ ③の職員のうち一般職員の教材利用の手続きにおける APRIN の e-learning に設定した一般職員向け研究倫理教育の受講手続きは、学術・社会連携室が行う。

なお、①教員及び③職員については、日本学術振興会「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」及び本学が作成した「研究倫理案内」、「レポート作成上の注意」は、原則として参考教材(副教材)として取り扱うものとする。

2. 受講届について（細則第8条第1項関係）

① 研究倫理教育を受講した者は、研究倫理教育責任者に受講届を提出する。

ただし、その受講が、e-learning や ID カードリーダーなど機械的に確認できるもの、修了証や受講証の写しの提出により確認ができるもの、授業科目の履修状況などにより確認ができるもの等、受講届以外の他の方法により確認できる場合は省略できる。

② 受講届の記載例は以下のとおり。

_____（以下、記載例）_____

別記様式第1号（第8条第1項関係）

令和元年4月1日

受講届

研究倫理教育責任者 殿

配属又は所属 ○○学研究科○○講座

職 名 助教

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

（自署・捺印）

（広大 I D） 87654321

（e-mail） abcde@hiroshima-u.ac.jp

私は、下記により研究倫理教育を受講し、研究活動に携わる者として身につけておくべき心得等を理解しました。

1. 受講した研究倫理教育，研修会，講習会等

講習会名、講演会の
名称

例1) ○○研究科主催FD「責任あるオーサiership研修会」

例2) ○○財団法人主催研修会「研究における不正行為防止セミナー 盗用（全3回）」

2. 受講年月日：令和元年4月1日

付属資料 5－4

○広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則

(平成 19 年 10 月 15 日規則第 167 号)

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 103 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 102 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 51 号 平成 24 年 3 月 30 日規則第 85 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 40 号 平成 26 年 7 月 14 日規則第 62 号

平成 26 年 9 月 22 日規則第 88 号 平成 27 年 1 月 27 日規則第 2 号

平成 27 年 9 月 29 日規則第 119 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 60 号

令和元年 5 月 1 日規則第 120 号 令和 3 年 1 月 26 日規則第 5 号

令和 3 年 7 月 28 日規則第 90 号

広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における研究費等の不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「役職員等」とは、本学の役員及び職員、本学の施設・設備を利用して教育研究等に携わる者及び本学の学生(研究生その他本学において修学する者を含む。)をいう。

2 この規則において「研究費等」とは、本学が管理するすべての経費をいう。

3 この規則において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失により本来の用途以外の用途に研究費等を使用し、虚偽の請求に基づき研究費等を支出し、又は法令等に違反して研究費等を支出することをいう。

4 この規則において「部局等」とは、広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号。以下「研究活動規則」という。)第 2 条第 3 号に規定する部局等をいう。

5 この規則において「コンプライアンス教育」とは、研究費等を使用する役職員等に研究費等の使用ルール、研究費等の使用に伴う責任及び不正使用に該当する行為等を理解させ、もって不正使用を未然に防止することを目的として、第 4 条第 1 項に規定する統括管理責任者又は第 5 条第 1 項に規定するコンプライアンス推進責任者が実施する教育をいう。

6 この規則において「啓発活動」とは、役職員等に第 3 条第 2 項に規定する研究費等不正使用防止計画、内部監査の結果、実際に発生した不正事案(他機関の事案を含む。)及び不正発生要因等に関する検討と認識を共有し、不正使用の防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、第 4 条第 1 項に規定する統括管理責任者又は第 5 条第 1 項に規定するコンプライアンス推進責任者が実施する活動をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、研究費等の運営及び管理並びに不正使用の防止等に関し最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、本学における不正使用を防止するための基本方針及び計画として研究費等不正使用防止計画を策定及び周知するとともに、次条第1項に規定する統括管理責任者及び第5条第1項に規定するコンプライアンス推進責任者と連携し、研究費等の適正な運営及び管理並びに不正使用の防止等に必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、第1項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて、統括管理責任者に指示を与えるものとする。

4 最高管理責任者は、第2項の研究費等不正使用防止計画の策定に当たっては、役員会の議を経るものとする。

5 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費等の運営及び管理並びに不正使用の防止等が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学における研究費等の運営及び管理並びに不正使用の防止に関し本学全体を統括する実質的な権限及び責任を有する者として統括管理責任者を置き、理事(財務・総務担当)をもって充てる。

2 統括管理責任者は、研究費等不正使用防止計画に基づき、本学全体における不正使用を防止するための具体的な対策を実施し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、役職員等が不正使用を行った場合は、関係理事と連携して厳正に対処するものとする。

4 統括管理責任者は、第1項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて次条第1項に規定するコンプライアンス推進責任者に、次に掲げる事項の実施を指示するものとする。

(1) 部局等における不正使用を防止するための対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

(2) 部局等の役職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を確認し、必要に応じて改善を指導すること。

(3) 部局等の役職員等に対し、定期的に啓発活動を実施すること。

(4) 部局等において、役職員等が研究費等を適正に使用しているか等の状況を確認し、必要に応じて改善を指導すること。

5 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動を計画的かつ継続的に実施するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 部局等に、当該部局等における研究費等の運営及び管理並びに不正使用の防止に関し実質的な権限及び責任を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究活動規則第8条第1項に規定する研究倫理教育責任者をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、当該部局等における研究費等の適正な運営及び管理並びに不正使用防止の実効性を確保するため、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(役職員等の責務)

第6条 役職員等は、研究費等を適正に使用及び管理しなければならない。

2 研究費等を使用する役職員等は、研究費等の使用に当たっての確認書(別記様式)を最高管理責任者に提出しなければならない。

3 役職員等は、この規則及び配属又は所属する部局等(施設・設備を利用して教育研究等に携わる者にあつては当該施設・設備を設置する部局等)のコンプライアンス推進責任者の指導に従わなければならない。

4 研究費等を使用する役職員等は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受けなければならない。

5 役職員等は、第9条第6項に規定する検証及び第10条第4項に規定する調査への協力要請があつた場合は、これに協力しなければならない。

(通報の要件)

第7条 本学において不正使用があることを疑うに足る事実を知った者は、最高管理責任者に対し、当該不正使用に関する通報を行うことができる。

(通報窓口)

第8条 不正使用に関する通報を受け付けるため、監査室及び本学が委任した学外の法律事務所に通報窓口を置く。

(通報の方法)

第9条 通報の方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

2 通報は、原則として氏名を明らかにして行い、不正使用を行ったとする役職員等(以下「被通報者」という。)の氏名及び配属又は所属並びに不正使用の態様、内容及び不正とする合理的な理由を明示するものとする。

3 通報窓口以外に不正使用に関する通報があつた場合は、当該通報を受けた者は、直ちにその旨を通報窓口に通知する。

4 通報窓口は、不正使用に関する通報又は前項に規定する通知を受け付けたときは、直ちに統括管理責任者に報告する。

5 統括管理責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、第2項に規定する通報の要件の具備を確認の上、直ちに当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。

6 統括管理責任者は、第4項に規定する報告を受けたときは、当該通報に係る資料等の検証を行い、速やかに検証内容を最高管理責任者に報告する。

(調査)

第 10 条 最高管理責任者は、前条第 6 項に規定する報告を受けた場合で当該通報が合理性を有する内容のものであると認めるときは、前条第 4 項に規定する通報又は通知を受け付けた日から起算して 30 日以内に、調査を行うかどうかを決定するものとする。

2 最高管理責任者は、前項に規定する決定をしたときは、その結果及び当該通報の内容を、直ちに研究費等配分機関(不正が行われた研究費等を本学に配分した機関をいう。以下同じ)の長に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、調査の実施に際しては、調査方針、調査対象及び方法その他必要な事項について研究費等配分機関の長に報告し、協議するものとする。

4 統括管理責任者は、調査を行うことが決定されたときは、速やかに研究費等不正使用調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、当該調査を行うものとする。

5 統括管理責任者は、調査を行うことが決定されたときは、その旨を次に掲げる者に書面により通知するものとする。

(1) 通報者

(2) 被通報者

(3) 被通報者の配属又は所属する部局等の長(被通報者が現に役職員等でない場合は当該被通報者が通報に係る教育研究等を行った際に配属又は所属していた部局等の長、被通報者が現に部局等の長である場合は当該部局等の役職員等のうちから統括管理責任者が指名する者。次条及び第 16 条において同じ。)

(4) 被通報者の所属する機関の長(被通報者に本学以外の主たる所属機関がある場合に限る。第 16 条において同じ。)

6 統括管理責任者は、調査を行わないことが決定されたときは、理由を付してその旨を通報者に書面により通知するものとする。

(調査委員会)

第 11 条 調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 被通報者の配属又は所属する部局等の長

(3) 被通報者の配属又は所属する部局等の職員若干人

(4) 被通報者の配属又は所属する部局等以外の職員若干人

(5) 弁護士その他学外の有識者のうちから統括管理責任者が指名する者若干人

(6) その他統括管理責任者が必要と認めた者

2 前項第 3 号から第 6 号までの委員は、統括管理責任者が委嘱する。

3 第 1 項第 3 号及び第 4 号の委員の委嘱は、当該部局等の長の推薦に基づくものとする。

4 通報者又は被通報者と利害関係を有する者は、委員になることはできない。

5 本学と利害関係を有する者は、第 1 項第 5 号の委員になることはできない。

6 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

第 12 条 調査は、通報に係る教育研究等に関する資料及び研究費等の検証並びに通報者、被通報者その他の関係者の証言の聴取により行うこととする。

(調査中における一時的執行停止)

第 13 条 調査委員会は、必要に応じて、被通報者に対し、次条に規定する認定がなされるまでの期間、研究費等の一部又は全部の使用停止を命ずることができる。

(調査委員会による認定)

第 14 条 調査委員会は、不正使用に該当するかどうかについての認定を行うものとする。

2 調査委員会は、調査の過程で不正使用の事実が一部でも確認された場合は、速やかに当該部分が不正使用に該当する旨の認定を行うものとする。この場合において、引き続き残りの部分の調査を行うものとする。

3 前 2 項の認定に関しては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 不正使用の内容
- (2) 不正使用に関与した者及びその関与の度合い
- (3) 不正使用が行われた研究費等
- (4) 不正使用が行われた相当額

4 調査委員会は、認定を行うに当たっては、被通報者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、認定内容を基に、再発防止計画を策定するものとする。

(認定内容の報告)

第 15 条 統括管理責任者は、調査委員会が認定を行ったときは、当該認定の内容を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(認定内容の通知)

第 16 条 最高管理責任者は、前条に規定する報告を受けたときは、認定の内容を次に掲げる者に書面により通知するものとする。

- (1) 通報者
 - (2) 被通報者(被通報者以外で不正使用に関与したものと認定された者を含む。以下同じ。)
 - (3) 被通報者の配属又は所属する部局等の長
 - (4) 被通報者の所属する機関の長
 - (5) 研究費等配分機関の長
- (不服申立て)

第 17 条 通報者及び被通報者は、認定の内容に不服があるときは、前条第 1 項に規定する通知の日の翌日から起算して 14 日以内に最高管理責任者に不服申立てができるものとする。

(不服審査委員会)

第 18 条 最高管理責任者は、前条の不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するとともに、その旨を通報者及び被通報者に書面により通知するものとする。

2 不服審査委員会は、最高管理責任者が指名した者若干人で組織する。

3 不服審査委員会は、速やかに調査委員会の認定の内容、関係資料を審査するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再調査の必要性について審査し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(再調査)

第 19 条 最高管理責任者は、前条第 3 項に規定する報告により、再調査の必要があると認めたときは、速やかに調査委員会に対し再調査を命ずるとともに、その旨を第 16 条各号に掲げる者に書面により通知するものとする。

2 再調査については、第 12 条から第 16 条までの規定を準用する。

3 通報者及び被通報者は、再調査の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(研究費等配分機関への報告)

第 20 条 最高管理責任者は、第 10 条第 1 項の規定により調査を行ったときは、第 9 条第 4 項に規定する通報又は通知を受け付けた日から起算して 210 日以内に、次に掲げる事項を記載した当該調査の最終報告書を作成し、研究費等配分機関の長に提出するものとする。

(1) 調査の結果

(2) 不正使用が発生した要因

(3) 不正使用に関与した者が関わる他の研究費等における管理・監査体制の状況

(4) 再発防止計画

(5) その他最高管理責任者が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、同項の期限内に調査が終了しない場合は、同項に規定する最終報告書の内容に準じた調査の中間報告を研究費等配分機関の長に提出するものとする。この場合において、調査が終了したときは、速やかに最終報告書を研究費等配分機関の長に提出するものとする。

3 最高管理責任者は、調査が終了する前に、研究費等配分機関から要請があった場合は、調査の進捗状況及びその時点における中間報告を研究費等配分機関の長に報告するものとする。

(研究費等配分機関による調査への協力)

第 21 条 本学は、研究費等配分機関から不正使用に係る資料の提出又は閲覧、現地調査その他研究費等配分機関による調査への協力を求められたときは、これに応じるものとする。ただし、調査委員会による調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(通報者等の保護)

第 22 条 本学は、役職員等が通報をしたことを理由として、当該役職員等に対して、降格、減給、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。当該役職員等が退職した後も同様とする。

2 本学は、通報者及び被通報者並びに調査に対する協力その他の不正使用に関して正当な対応をした者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境等が悪化することのないように適切な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、最高管理責任者、統括管理責任者、調査委員会の委員、不服審査委員会の委員、通報窓口及び通報を受けた者以外の者が、通報者を特定できないように配慮しなければならない。

4 本学は、役職員等が通報をしたことを理由として、当該役職員等に対して、不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。

(通報の乱用禁止)

第 23 条 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報は、行ってはならない。

2 最高管理責任者は、不正の目的で通報を行った者に対し、当該通報者の氏名の公表、処分等必要な措置を講ずることがある。

(守秘義務)

第 24 条 通報窓口の職員、通報を受けた者、調査委員会の委員、不服審査委員会の委員その他の通報の処理に関する業務に携わる者は、不正使用に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(公表)

第 25 条 最高管理責任者は、不正使用に該当する旨の認定をした場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 不正使用に関与した者の氏名及び配属又は所属

(2) 不正使用の内容

(3) 本学が行った措置の内容

(4) 調査委員会の委員の氏名及び配属又は所属

(5) 調査の方法及び手順

(6) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、不正使用に関与した者の氏名及び配属又は所属その他公表しない合理的な理由があると認められる事項がある場合は、当該事項を公表しないことができる。

第 26 条 最高管理責任者は、不正使用に該当しない旨の認定をした場合は、原則として、通報に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該通報の内容が学内(通報の処理に関する

る業務に携わる者を除く。)又は学外に漏えいしていた場合は、不正使用に該当しない旨及びその他の必要な事項を公表するものとする。

(不正使用等に対する措置)

第 27 条 最高管理責任者は、不正使用に該当する旨の認定をした場合で、不正使用に関与した者の処分又は教育研究等の環境の改善を行うことが必要であると認めたときは、必要な措置を講ずるものとする。

(研究費等の不正使用の防止に関する業務)

第 28 条 研究費等の不正使用の防止に関する業務については、研究活動規則第 9 条第 1 項に規定する広島大学研究不正防止対策推進室において行う。

(雑則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、研究費等の不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 15 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 103 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 102 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 51 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 85 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 40 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 14 日規則第 62 号)

この規則は、平成 26 年 7 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 9 月 22 日規則第 88 号)

1 この規則は、平成 26 年 9 月 22 日から施行する。

2 広島大学研究費等不正使用防止計画推進室細則(平成 19 年 10 月 15 日理事(財務担当)決裁)は、廃止する。

附 則(平成 27 年 1 月 27 日規則第 2 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 27 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日規則第 119 号)

この規則は、平成 27 年 9 月 29 日から施行し、この規則による改正後の広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則第 28 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 60 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 1 日規則第 120 号)

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 26 日規則第 5 号)

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 28 日規則第 90 号)

この規則は、令和 3 年 7 月 28 日から施行する。

研究費等の使用に当たっての確認書

広島大学長 殿

(自署)

私 _____ は、広島大学において研究費等を使用するに当たり、次の事項を確認しました。

1. 関係規則等を遵守し、研究費等を適正に使用すること。
2. 研究費等を不正に使用した場合は、懲戒処分等の対象となることがあること。
3. 研究費等を不正に使用した場合は、法的な責任を負担することがあること。

注：会計支援システムを利用して確認書を提出する場合は、システム上での確認をもって自署とみなす。

付属資料 6

○広島大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 78 号)

改正	平成 17 年 3 月 31 日規則第 53 号	平成 18 年 3 月 31 日規則第 49 号	平成 18 年 9 月 28 日規則第 116 号
	平成 19 年 3 月 22 日規則第 54 号	平成 20 年 3 月 28 日規則第 52 号	平成 21 年 3 月 31 日規則第 63 号
	平成 22 年 3 月 31 日規則第 73 号	平成 23 年 3 月 31 日規則第 22 号	平成 24 年 3 月 30 日規則第 31 号
	平成 25 年 3 月 26 日規則第 11 号	平成 25 年 9 月 24 日規則第 82 号	平成 26 年 3 月 26 日規則第 15 号
	平成 26 年 12 月 24 日規則第 102 号	平成 27 年 3 月 24 日規則第 27 号	平成 28 年 3 月 24 日規則第 40 号
	平成 29 年 9 月 26 日規則第 128 号	平成 30 年 3 月 27 日規則第 26 号	平成 31 年 1 月 24 日規則第 6 号
	平成 31 年 3 月 27 日規則第 34 号	令和元年 11 月 28 日規則第 181 号	令和元年 12 月 24 日規則第 229 号
	令和 2 年 3 月 24 日規則第 30 号	令和 2 年 11 月 4 日規則第 213 号	令和 3 年 9 月 28 日規則第 106 号
	令和 4 年 9 月 29 日規則第 159 号	令和 5 年 3 月 23 日規則第 66 号	令和 5 年 6 月 27 日規則第 211 号
	令和 6 年 3 月 26 日規則第 54 号	令和 7 年 3 月 25 日規則第 107 号	令和 7 年 9 月 30 日規則第 134 号

広島大学職員就業規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)

第 2 章 任免

第 1 節 採用(第 5 条―第 9 条)

第 2 節 評価(第 10 条)

第 3 節 昇任(第 11 条)

第 4 節 異動(第 12 条・第 13 条)

第 5 節 休職(第 14 条―第 17 条)

第 6 節 退職(第 18 条―第 21 条)

第 7 節 降任, 解雇(第 22 条―第 24 条)

第 8 節 退職者の責務等(第 25 条―第 27 条)

第 3 章 給与(第 28 条)

第 3 章の 2 役職定年(第 28 条の 2)

第 4 章 服務(第 29 条―第 36 条の 2)

第 5 章 労働時間, 休日及び休暇等(第 37 条―第 41 条)

第 6 章 研修(第 42 条)

第 7 章 賞罰(第 43 条―第 47 条)

第 8 章 安全・衛生(第 48 条・第 49 条)

第 9 章 出張(第 50 条)

第 9 章の 2 テレワーク(第 50 条の 2)

第 10 章 福利・厚生(第 51 条・第 52 条)

第 11 章 災害補償(第 53 条)

第 12 章 退職手当(第 54 条)

第13章 規則の解釈等(第55条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第21条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)その他の法令の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規則において「職員」とは、大学に勤務するすべての者(次条各号に掲げる者を除く。)をいう。

2 この規則において「教員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

(適用範囲)

第3条 次の各号に掲げる者の就業に関し必要な事項は、それぞれ当該各号に掲げる規則の定めるところによる。

(1) 生物生産学部附属練習船豊潮丸に乗船勤務する者 広島大学船員就業規則(平成16年4月1日規則第79号)

(2) 削除

(3) 専門的業務又は特定分野の業務に専ら従事させるために期間を定めて雇用する者(労働契約法(平成19年法律第128号。以下「労契法」という。)第18条の規定に基づき期間の定めのない労働契約へ転換した者(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2の規定により読み替えられる者を含む。))を含む。) 広島大学契約職員就業規則(平成16年4月1日規則第101号)

(4) 臨時的若しくは季節的業務に従事させるために雇用する者又は大学の学生の身分を有する者(労契法第18条の規定に基づき期間の定めのない労働契約へ転換した者を含む。)(前号に掲げる者を除く。) 広島大学非常勤職員就業規則(平成16年4月1日規則第102号)

(遵守遂行)

第4条 大学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、選考によるものとする。

- 2 職員の採用に関し必要な事項は、広島大学職員任免規則(平成16年4月1日規則第81号。以下「任免規則」という。)で定める。

(赴任)

第6条 職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う場合等やむを得ない事由があると大学が認めたときは、採用の日から1週間以内に赴任するものとする。

- 2 職員の赴任に関し必要な事項は、広島大学旅行規則(平成16年4月1日規則第98号。以下「旅行規則」という。)で定める。

(配置)

第7条 職員の配置は、大学の業務上の必要性及び本人の適性等を考慮して行う。

(労働条件の明示)

第8条 職員として採用しようとする者には、その採用に際して、次に掲げる労働条件に係る事項を記載した文書を交付するとともに、その他法令の定める労働条件について口頭又は文書で明示する。

- (1) 給与に関する事項(昇給の有無を含む。)
 - (2) 労働契約の期間に関する事項
 - (3) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)
 - (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
 - (5) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項
 - (6) 退職に関する事項
 - (7) 退職手当の有無
 - (8) 賞与の有無
- 2 前項に掲げる事項について変更がある場合は、その内容について口頭又は文書で明示する。
- 3 労契法第18条の規定に基づく期間の定めのない労働契約への転換の申込みをすることができることとなる有期労働契約を締結する場合においては、第1項に規定するもののほか、当該転換の申込みに関する事項及び当該転換をした場合における第1項各号に掲げる労働条件に係る事項を記載した文書を交付するとともに、その他法令の定める労働条件について口頭又は文書で明示する。

(試用期間)

第9条 新たに採用した職員の試用期間は、その採用の日から起算して6月間(教諭については1年間)とし、その間その職務を良好な成績で遂行したときに本採用するものとする。

ただし、大学が必要と認めたときは、試用期間を短縮し、若しくは延長し、又は設けないことがある。

- 2 大学は、前項の試用期間において、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、本採用せず、解雇する。
 - (1) 勤務成績が不良なとき。
 - (2) 心身に故障があるとき。
 - (3) その他職員としての適格性を欠くとき。
- 3 第 23 条第 3 項及び第 24 条の規定は、前項の規定に基づき試用期間中の者を解雇しようとする場合に準用する。ただし、試用期間が 14 日を経過していない者を解雇しようとする場合は除く。
- 4 試用期間は、勤続年数に通算する。
- 5 試用期間に関し必要な事項は、任免規則で定める。

第 2 節 評価

(勤務成績の評定)

第 10 条 職員の勤務成績について、評定を実施する。

第 3 節 昇任

(昇任)

第 11 条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

- 2 昇任に関し必要な事項は、任免規則で定める。

第 4 節 異動

(異動)

第 12 条 大学は、業務の都合により、職員に配置換、併任又は在籍出向(以下「異動」という。)を命じることがある。

- 2 異動を命じられた職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。ただし、教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。)は、教育研究評議会の審査の結果を踏まえたものでなければ、その意に反して配置換又は在籍出向を命じられることはない。
- 3 配置換又は在籍出向を命じられた職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を返還するとともに、指定された期日までに、業務の引継ぎを完了し、上司にその旨を報告しなければならない。
- 4 第 6 条の規定は、配置換及び在籍出向を命じられた場合に、これを準用する。
- 5 配置換及び併任の取扱いに関し必要な事項は、任免規則で定める。
- 6 在籍出向に関し必要な事項は、広島大学職員出向規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 84 号)及び広島大学クロスアポイントメント制度に関する規則(平成 27 年 3 月 24 日規則第 54 号)で定める。

(転籍出向)

第 13 条 大学は、業務の都合により、職員に転籍出向を命じることがある。

2 前項の場合において、大学は、当該職員の同意を得なければならない。

第5節 休職

(休職)

第14条 職員(試用期間中の者を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の療養を要するとき。
- (2) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。
- (4) 学校、研究所、病院その他の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するとき。
- (5) 国又は特定独立行政法人の委託を受け、前号に規定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するとき。
- (6) 職員が研究成果の活用や経営参加等のため、営利企業その他の団体の職を兼ね、又はその営利企業等の事業に協力若しくは関与する必要がある、かつ、大学における職務に従事することができないと認められるとき。
- (7) 日本国が加盟している国際機関及び外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣するとき。
- (8) その他休職にすることが適当と認められるとき。

第15条 前条第1号に規定する事由による休職の期間は、原則として3年を超えない範囲内とする。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1号に規定する事由により休職にされた職員が復職した日から1年を経過する日の翌日までの間に再び当該休職の事由とされた疾病と同一又は類似の疾病により休職にされるときは、休職の期間は、3年を超えない範囲内(この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。)とし、当該復職前の休職の期間(その期間の算定においてこの項の規定により通算した休職の期間があるときは、当該通算した休職の期間を含む。)を通算して5年を超えない範囲内とする。

3 前条第2号の事由による休職の期間は、原則としてその事件が裁判所に係属する間とする。

4 前条第3号から第8号までに規定する事由による休職の期間は、原則として3年を超えない範囲内とする。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第15条の2 前2条に定めるもののほか、休職に関し必要な事項は、任免規則又は広島大学職員の国際機関等への派遣に関する規則(平成16年4月1日規則第85号)で定める。

(復職)

第 16 条 休職中に休職事由が消滅した職員は、速やかに復職させるものとする。ただし、当該職員が離職し、又は他の事由により休職にされた場合は、この限りでない。

2 休職の期間が満了した職員(第 14 条第 1 号の事由による休職者で、なお心身の故障が治ゆせず就業が困難なものを除く。)は、復職するものとする。

(休職中の者の身分等)

第 17 条 休職中の職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職中の職員は、休職にされたときの職位又は休職中に異動した職位を保有するものとする。

3 前項の規定は、当該職位を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

第 6 節 退職

(定年)

第 18 条 職員の定年は、満 65 歳とする。

2 前項の規定にかかわらず、教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。)は、自らの意思により、満 63 歳又は満 64 歳を定年として選択し、届け出ることができるものとする。

3 職員は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。

(定年の特例)

第 19 条 前条の規定にかかわらず、大学が特に必要と認める場合には、その職員(前条第 2 項の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。)に係る定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を引き続いて勤務させることができる。

2 大学は、前項の期限が到来する場合において、特に必要と認める場合には、2 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 5 年を超えることはできない。

第 20 条 削除

(退職)

第 21 条 職員は、第 18 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職するものとし、職員としての身分を失う。

(1) 自己の都合により退職を願い出て大学が承認したとき。

(2) 退職の申出をした日から起算して 14 日を経過したとき。

(3) 早期退職制度により退職を届け出て大学が承認したとき。

(4) 任期又は雇用期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了し、再任又は更新されなかったとき。

- (5) 第14条第1号及び第3号から第7号までに規定する事由により休職とした者について、その休職の期間が満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅していないとき。
 - (6) 大学の役員に就任したとき。
 - (7) 大学の要請により第3条第3号に掲げる規則の適用を受けることとなったとき。
 - (8) 死亡したとき。
- 2 早期退職制度に関し必要な事項は、広島大学職員の早期退職に関する規則(平成16年4月1日規則第86号)で定める。

第7節 降任、解雇

(降任)

第22条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることがある。

- (1) 勤務実績が不良のとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 組織の改廃など、経営上又は業務上やむを得ない事由によるとき。
- (4) 職員が降任を申し出たとき。
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

2 降任に関し必要な事項は、任免規則で定める。

(解雇)

第23条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 削除
 - (2) 第44条に規定する懲戒事由に該当するとき。
 - (3) 勤務実績が著しく不良で、改善又は向上の見込みがなく、他の職務にも転換できないなど、職務を遂行できないとき。
 - (4) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (5) 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由による事業活動の縮小により、剰員を生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。
 - (6) 広島大学のテニユアトラック制に関する規則(平成25年3月26日規則第10号)に基づき雇用され、テニユアトラック期間に労契法第18条の規定に基づき期間の定めのない労働契約への転換の申込みをしたにもかかわらず、テニユア審査の結果、テニユアを付与しなかったとき。
 - (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。
- 2 前項の規定による解雇を行う場合においては、30日前までにその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合、所轄労働基準監督署の認定を受けて第45条第1号に定める懲戒解雇をする場合又は職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇をする場合は、この限りでない。

- 3 前項本文に定める予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。
- 4 前2項の規定による解雇に際し、解雇を予告された職員が、解雇予告日から解雇日までの間において解雇理由を記載した文書の交付を請求した場合は、大学は遅滞なく解雇理由証明書を交付するものとする。
- 5 解雇に関し必要な事項は、任免規則で定める。

(解雇制限)

第24条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては、解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治ゆせず労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定により打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 分娩予定日から起算して6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内の期間、出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間及びその後30日間

第8節 退職者の責務等

(退職後の責務)

第25条 退職し、又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしはならない。

- 2 退職し、又は解雇された者が、離職後2年間、離職前5年間の職務と密接な関係がある営利企業の役員に就く場合は、大学に申し出るものとする。

(借用物品の返還等)

第26条 職員が退職し、又は解雇された場合は、大学から借用している物品を速やかに返還するとともに、指定された期日までに、業務の引継ぎを完了し、上司にその旨を報告しなければならない。

(退職証明書の交付)

第27条 労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、これを交付する。

第3章 給与

(給与)

第28条 職員の給与に関し必要な事項は、広島大学職員給与規則(平成16年4月1日規則第88号)、広島大学年俸制導入促進費対象職員給与規則(平成26年3月26日規則第27号)、広島大学年俸制(Ⅰ)職員給与規則(令和元年12月24日規則第233号)及び広島大学年俸制(Ⅱ)職員給与規則(令和3年9月28日規則第114号)で定める。

第3章の2 役職定年

(役職定年)

第 28 条の 2 大学は、第 12 条及び第 22 条に定める場合のほか、職員(教授、准教授、講師、助教及び助手を除く。以下この条において同じ。)を 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日に降任させ、職名を変更させ、又は降格させることがある。

2 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日を迎えた職員の降任及び職名変更に関し必要な事項は、任免規則で定める。

3 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日を迎えた職員の降格に関し必要な事項は、広島大学職員給与規則、広島大学年俸制(Ⅰ)職員給与規則及び広島大学年俸制(Ⅱ)職員給与規則で定める。

第 4 章 服務

(誠実勤務義務)

第 29 条 職員は、法人法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、誠実に職務に従事しなければならない。

2 職員は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。

(服務心得)

第 30 条 職員は、関係法令を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第 31 条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 大学の名誉若しくは信用を失墜し、又は職員全体の名誉を毀損すること。

(2) 大学の秩序及び規律を乱すこと。

(遵守事項)

第 32 条 職員は、次の事項を守らなければならない。

(1) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

(2) 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するときは、大学の許可を受けなければならない。

(3) 大学の情報資産の安全性及び信頼性を確保し、社会的信用の失墜を防がなければならない。

(4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。

(5) 大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。

(6) 学校を代表してなす行為として、特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行ってはならない。

- (7) 児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。
- (8) 学内で放送・宣伝・集会、文書画の配布・回覧掲示その他これに準ずる行為を行うときは、あらかじめ大学に届け出なければならない。ただし、学内の秩序・風紀を乱すおそれがある場合には、施設等の使用を認めないことがある。
- (9) 大学の許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品の売買を行ってはならない。

(兼業)

第 33 条 職員は、大学の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

- 2 職員の兼業に関し必要な事項は、広島大学職員兼業規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 89 号)で定める。

(倫理)

第 34 条 職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、広島大学職員倫理規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 90 号)で定める。

(ハラスメントの防止)

第 35 条 職員は、ハラスメントをいかなる形でも行ってはならない。

- 2 ハラスメントの防止等に関しては、広島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)の定めるところによる。

(知的所有権)

第 36 条 知的所有権に関しては、広島大学職務発明規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 112 号)の定めるところによる。

(公益通報)

第 36 条の 2 公益通報に関しては、広島大学における公益通報の取扱いに関する規則(平成 18 年 3 月 14 日規則第 20 号)の定めるところによる。

第 5 章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間等)

第 37 条 職員の労働時間、休日及び休暇等に関し必要な事項は、広島大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 91 号)で定める。

(育児休業等)

第 38 条 子の養育を必要とする職員は、大学に申し出て育児休業、出生時育児休業又は育児部分休業を取得することができる。

- 2 育児休業、出生時育児休業及び育児部分休業に関し必要な事項は、広島大学職員育児休業規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 92 号)で定める。

(介護休業等)

第 39 条 傷病のため介護を要する家族がいる職員は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業を取得することができる。

- 2 介護休業及び介護部分休業に関し必要な事項は、広島大学職員介護休業規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 93 号)で定める。

(柔軟な働き方を実現するための措置)

- 第 39 条の 2 大学は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づき、3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対し、養育両立支援休暇の付与及び育児部分休業の拡充の措置を講ずるものとする。

(大学院修学休業)

- 第 40 条 職員(教授、准教授、講師、助教、助手及び教頭を除く。)は、大学の許可を受けて、自らの資質の向上を図ることを目的として、大学院の課程等に在学しその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。

- 2 大学院修学休業に関し必要な事項は、広島大学職員大学院修学休業規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 94 号)で定める。

(国際貢献活動休業)

- 第 40 条の 2 職員は、大学の許可を受けて、国際貢献に資することを目的として、外国における奉仕活動に参加するための休業(以下「国際貢献活動休業」という。)をすることができる。

- 2 国際貢献活動休業に関し必要な事項は、広島大学職員国際貢献活動休業規則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 62 号)で定める。

(配偶者同行休業)

- 第 40 条の 3 職員は、大学の承認を受けて、外国での勤務等の事由により外国に居住又は居所を定めて滞在するその配偶者(性の多様性に関する理念と対応ガイドライン-LGBT 等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指して-(令和 4 年 12 月 27 日役員会承認)に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。)と当該住所又は居所において生活を共にするための休業(以下「配偶者同行休業」という。)をすることができる。

- 2 配偶者同行休業に関し必要な事項は、広島大学職員配偶者同行休業規則(平成 30 年 3 月 27 日規則第 42 号)で定める。

(公民権行使の保障)

- 第 41 条 職員が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を遂行するために必要な時間を請求した場合においては、これを保障する。ただし、公民権行使又は公の職務の執行に妨げがないときは、請求された時刻を変更することがある。

- 2 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職に立候補しようとするときは、あらかじめ、その旨を大学に届け出なければならない。

- 3 職員は、国務大臣、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職に就任しようとするときは、その旨を大学に届け出なければならない。

第6章 研修

(研修)

第42条 職員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 職員の研修に関し必要な事項は、広島大学職員研修規則(平成16年4月1日規則第95号)で定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第43条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められる場合は、これを表彰する。

- 2 職員の表彰に関し必要な事項は、広島大学職員表彰規則(平成16年4月1日規則第96号)で定める。

(懲戒)

第44条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をしたとき。
- (2) 正当な理由なくしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があつたとき。
- (5) 大学の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。
- (6) 素行不良で大学の秩序又は風紀を乱したとき。
- (7) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (8) その他この規則により遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があつたとき。

(懲戒の種類)

第45条 職員の懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 懲戒解雇 原則として予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (2) 諭旨解雇 退職願を提出するよう勧告し、これに従わない場合は懲戒解雇とする。
- (3) 懲戒休職 3月を超え6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 停職 11日以上3月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (5) 出勤停止 1日以上10日以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (6) 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1を上限とし、その総額が一給与計算期間の給与総額の10分の1を上限として給与から減ずる。
- (7) 戒告 将来を戒める。

(退職し、又は解雇された職員の在職中の非違行為に対する措置)

第 45 条の 2 職員が退職し、又は解雇された後において、その在職中に第 44 条の規定による懲戒の事由に該当する行為をしたことが判明したときは、当該退職又は解雇の日から 1 年以内に限り、当該行為について前条各号に定める懲戒に相当する量定を認定することがある。

第 45 条の 3 前 3 条に定めるもののほか、職員の懲戒等に関し必要な事項は、広島大学職員懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 97 号)で定める。

(訓告等)

第 46 条 第 45 条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、文書による訓告又は文書若しくは口頭による厳重注意を行うことができる。

(自宅待機)

第 46 条の 2 大学は、次のいずれにも該当すると判断する場合は、大学による処分の決定又は処分の効力が発生するまでの間、職員に自宅待機を命じることができる。

(1) 職員の行為が第 45 条第 1 号から第 4 号までの懲戒に該当するとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 職員が出勤することにより、正常な業務の遂行に支障を来すとき、又は構成員へ与える影響が大きいとき。

(損害賠償)

第 47 条 職員が故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第 8 章 安全・衛生

(安全・衛生の確保に関する措置)

第 48 条 大学は、職員の心身の健康増進及び危険防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 職員の安全・衛生管理に関しては、広島大学安全衛生管理規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 113 号)の定めるところによる。

(協力義務)

第 49 条 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、大学が行う安全・衛生に関する措置に協力しなければならない。

第 9 章 出張

(出張)

第 50 条 職員は、大学が業務上必要があると認める場合に出張することができる。

2 職員の出張に関し必要な事項は、旅行規則で定める。

第 9 章の 2 テレワーク

(テレワーク)

第 50 条の 2 職員は、大学が必要があると認める場合にテレワークをすることができる。

- 2 職員のテレワークに関し必要な事項は、広島大学テレワーク規則(令和2年11月4日規則第218号)で定める。

第10章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

- 第51条 職員宿舍に関しては、広島大学職員宿舍規則(平成16年4月1日規則第114号)の定めるところによる。

(構内駐車場利用基準)

- 第52条 職員の構内駐車場の利用に関しては、広島大学構内駐車場利用規則(平成16年4月1日規則第115号)の定めるところによる。

第11章 災害補償

(災害補償)

- 第53条 職員が業務上又は通勤途上において、災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合の災害補償、被災職員の社会復帰の促進並びに職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法及び労災法の定めるところによるもののほか、広島大学職員災害補償規則(平成16年4月1日規則第99号)で定める。

第12章 退職手当

(退職手当)

- 第54条 職員の退職手当に関し必要な事項は、広島大学職員退職手当規則(平成16年4月1日規則第100号)で定める。

第13章 規則の解釈等

(規則の解釈等)

- 第55条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、役員会の議を経て、学長が決定するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 職員のうち用務員の定年については、第18条第1項本文の規定にかかわらず、当分の間、満63歳とする。

附 則(平成17年3月31日規則第53号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第49号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間に再雇用する者については、この規則による改正後の広島大学職員就業規則第3条及び第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月28日規則第116号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日規則第 54 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教務職員の廃止の際現に教務員として在職する者であつて、引き続き助教又は助手に配置換えとなったものの定年については、その者が教員でない職員としての定年を希望した場合は、その者を教員でない職員とみなして第 18 条の規定を適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 52 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 63 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 73 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の広島大学職員就業規則第 18 条第 1 項の規定中「満 65 歳」とあるのは、昭和 24 年 4 月 1 日までに生まれた者にあつては「満 64 歳」と読み替えるものとする。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 22 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 31 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 24 日規則第 82 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日規則第 15 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 28 条及び第 54 条の改正規定は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 24 日規則第 102 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日規則第 27 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日規則第 40 号)

この規則は、平成 28 年 3 月 24 日から施行し、この規則による改正後の広島大学職員就業規則第 54 条の規定は、平成 26 年 11 月 25 日から適用する。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日規則第 128 号)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日規則第 26 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 24 日規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に現に広島大学のテニユア・トラック制に関する規則の一部を改正する規則(平成 31 年 1 月 24 日規則第 10 号)による改正前の広島大学のテニユア・トラック制に関する規則の規定に基づき雇用されているテニユア・トラック教員については、この規則による改正後の広島大学職員就業規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 34 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 28 日規則第 181 号)

この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 24 日規則第 229 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日規則第 30 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日までにこの規則による改正前の広島大学職員就業規則第 14 条第 1 号に規定する事由により休職にされた職員が令和 2 年 4 月 1 日以後に復職する場合で、当該復職した日から 1 年を経過する日の翌日までの間に再び当該休職の事由とされた疾病と同一又は類似の疾病により休職にされるときは、この規則による改正後の広島大学職員就業規則第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、当該休職の期間と復職前の休職の期間は、通算しない。

附 則(令和 2 年 11 月 4 日規則第 213 号)

この規則は、令和 2 年 11 月 4 日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 28 日規則第 106 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 29 日規則第 159 号)

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日規則第 66 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 27 日規則第 211 号)

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の広島大学職員就業規則(以下「新規則」という。)第 18 条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項の規定中「職員の定年は、満 65 歳とする。」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日か	職員の定年は、満 61 歳とする。ただし、教員(教頭、教諭、養護
-----------------	----------------------------------

令和 7 年 3 月 31 日 まで	教諭及び栄養教諭を除く。以下この条において同じ。)の定年は、満 65 歳とする。
令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 31 日 まで	職員の定年は、満 62 歳とする。ただし、教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。以下この条において同じ。)の定年は、満 65 歳とする。
令和 9 年 4 月 1 日か ら令和 11 年 3 月 31 日 まで	職員の定年は、満 63 歳とする。ただし、教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。以下この条において同じ。)の定年は、満 65 歳とする。
令和 11 年 4 月 1 日か ら令和 13 年 3 月 31 日 まで	職員の定年は、満 64 歳とする。ただし、教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。以下この条において同じ。)の定年は、満 65 歳とする。

- 3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における新規則第 18 条第 2 項の規定の適用については、同項中「教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。)」とあるのは、「教員」とする。
- 4 令和 13 年 3 月 31 日までに新規則第 18 条の規定による退職をした職員(教授、准教授、講師及び助教を除く。)で、引き続き再雇用を希望するものについては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に基づき、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等の措置として、1 年を超えない範囲内で雇用期間を定め、再雇用することができる。
- 5 前項の規定により再雇用する者の就業に関し必要な事項は、広島大学再雇用職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 80 号)の定めるところによる。

附 則(令和 6 年 3 月 26 日規則第 54 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 25 日規則第 107 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 9 月 30 日規則第 134 号)

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。